

平成20年度外務省政策評価書
別冊

【評価要旨】

(平成19年度に実施した施策に係る政策評価)

平成20年9月

外務省

目 次 [評価要旨]

<u>基本目標</u>	<u>地域別外交</u>	
	1 対アジア大洋州外交	1
	2 対北米外交	12
	3 対中南米外交	16
	4 対欧州外交	20
	5 対中東外交	26
	6 対アフリカ外交	32
<u>基本目標</u>	<u>分野別外交</u>	
	1 国際の平和と安定に対する取組	36
	2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	46
	3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	48
	4 国際経済に関する取組	51
	5 国際法の形成・発展に向けた取組	61
	6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	66
<u>基本目標</u>	<u>広報、文化交流及び報道対策</u>	
	1 海外広報、文化交流	68
	2 報道対策、国内広報、IT 広報	72
<u>基本目標</u>	<u>領事政策</u>	
	IV 1 領事サービスの改善・強化	76
	IV 2 海外邦人の安全確保に向けた取組	79
	IV 3 外国人問題への対応強化	83
<u>基本目標</u>	<u>外交実施体制の整備・強化</u>	
	V 1 外交実施体制の整備・強化	85
	V 2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	88
<u>基本目標</u>	<u>経済協力</u>	
	1 経済協力	91
	2 地球規模の諸問題への取組	97
<u>基本目標</u>	<u>分担金・拠出金</u>	
	VII 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	103
	VII 2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	105
	VII 3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	107

(別添)

(注) 評価要旨の【評価結果の概要】 - 【総合的評価】に記載された 印は、施策（または施策を構成する具体的施策）の目標の達成度を、 の数を使って次のように表わしたものです。

「目標を達成した。」

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

「目標の達成に向けて進展があった。」

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省アジア大洋州局

施策名	対アジア大洋州外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 39 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標 地域別外交 - 1 対アジア大洋州外交
<p>施策の概要</p>	<p>アジア地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 - 1 東アジアにおける地域協力の強化 - 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 - 1 - 3 未来志向の日韓関係の推進 - 1 - 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化 - 1 - 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 - 1 - 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 - 1 - 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 - 1 - 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 1 - 2 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 - 1 - 3 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 1 - 5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 1 - 6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 1 - 7 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 1 - 8 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について</p> <p>東アジアでは、急速な経済成長といった前向きな動向があるが、その一方、テロや感染症等の新たな脅威が存在し、また、中国・インドの台頭等による地域の構造変化が生じている。豊かで安定し、開かれた東アジアの実現は我が国の安全と繁栄に不可欠であり、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて地域共通の脅威や課題に取り組むとともに、その中で民主主義、人権、法の支配等普遍的な価値や国際ルールが地域における定着を図っていくことが必要である。</p> <p>2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について</p> <p>拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。また、北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。</p> <p>3. 「未来志向の日韓関係の推進」について</p> <p>日韓両国は、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。日韓両国が、両国間の懸案を解決すべく努力しながら、様々なレベルの対話や交流を拡充し、一層</p>	

強固な未来志向の友好協力関係を発展させること、さらには、北朝鮮問題等の共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくなくてはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的特殊性に加え、ウラン・レアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡における協力国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域は90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

(1) 東南アジア島嶼部各国(インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア)は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、また、安全保障面においてもシーレーンに位置する我が国外交上の重要地域である。

(2) 特に経済面において東南アジア島嶼部各国は、成長著しく、東アジア地域統合プロセスの中心である。我が国は貿易・投資面において密接な関係を有しており、最重要生産拠点の一つとなっている当該地域におけるビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシアやブルネイは我が国にとって主要なエネルギー資源供給国との観点からも重要である。

(3) インドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発し、また豪雨による洪水、地滑り被害も発生しており、インドネシアをはじめとする東南アジア島嶼部各国はこうした自然災害に対して脆弱であり、また、貧困層が大きな被害を受け衛生状態の悪化等の二次災害を生じる懸念も大きいことから、我が国の緊急支援の必要性は依然として高い。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

(1) 南西アジア諸国は、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を維持し、国際社会での存在感を一層強めつつある。特にインドは、高い経済成長を持続するとともに、対外的にも、米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を増してきている。またインドは、10億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観・システムを有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとしての重要性を益々高めている。

(2)また、パキスタン、ネパール、ブータン、スリランカ、バングラデシュ、モルディブ等における民主化、平和構築の流れを支援していくことは、いまだ不安定要因が存在する南アジア地域の安定と繁栄にとり極めて重要である。

(3)加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン(海上輸送路)上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である他、戦争による負の遺産もなく親日的である等外交的資産に富んでおり、南西アジア諸国との関係強化を図ることが必要である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国と外交関係強化をはかることは、国連(安保理)改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため極めて重要である。

【施策の有効性】

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の推進力であるASEANの統合支援や、普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要であるが、EAS、ASEAN+3、日・ASEANといった枠組みによる協力は、ASEAN域内格差の是正や、基本的価値を共有するインドや豪州等との連携強化など、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で重要な役割を果たしている。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、国際連合、G8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるように促すとの観点から有効である。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互惠関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好21世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、各種招聘事業や対話の枠組み(官民合同協議会、両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等)を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間の

ハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、平成 20 年 1 月の日メコン外相会議等において、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係を強化し、各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開するためには、要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流を継続・促進し、また、経済面においては EPA 協議・実施等二国間経済協議等を推進することが有効である。また、東南アジア島嶼部は自然災害が頻発する地域であることにかんがみ、自然災害が発生した場合には被災国に対して迅速な支援を行うことが関係強化のために不可欠である。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

(1) 南西アジア諸国との二国間関係は、民間部門の活動により自然に維持・強化されていくような成熟した段階にはない。特に日印間の戦略的グローバル・パートナーシップを強化するためには、ある程度政府が主導し、日印関係全般の強化に対する政治的なコミットメントを示すことが必要である。

(2) その具体策としては、(イ) 要人往来及び政治レベルの協議を活発化させること、(ロ) (イ) と密接に関連する事務レベルでの協議を活発化させること、(ハ) 特に、本来有する日印両国の潜在力を十分に生かし切れていない経済関係及び人的交流を強化すること、(ニ) 相手国のニーズに応じた経済協力を引き続きタイムリーに実施すること等が有効である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。また、島嶼国との意見交換を行う場として PIF 域外国対話に積極的に参加し、友好協力関係を強化することで、具体的な協力につながる事が出来る。同域外国対話は、3年毎に開催される太平洋・島サミットの会期間の会合として、同サミットのフォローアップ及び平成 21(2009)年に控えた第 5 回サミットを検討する重要な機会ともなる。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

【施策の効率性】

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

上記(【施策の有効性】1.)それぞれの枠組みにおいて相当な進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件の実施においても進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、我が方の努力にもかかわらず、北朝鮮が何ら具体的な対応を示さなかった。

他方、六者会合、国際連合、G8 首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の理解は相当程度深まった。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議や G8 首脳会合等における議長総括等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を継続したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題

の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものとする。このような施策を実現する上で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

(1) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組については、韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、日韓歴史共同研究の立ち上げに努力し、第二期日韓歴史共同研究が本格的に始動したことは、我が国の誠意を示すとの観点からも、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 政治分野の対話の促進については、首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話の実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。本件についてとられた手段は適切かつ効果的であった。

(3) 人的交流の拡大については、近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム(いわゆる「韓流」)とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。平成 20 年2月の日韓首脳会談においては、両首脳は、若者交流を含む人的交流を一層拡充することが重要であるとの認識で一致し、また、大学生交流や知的交流を協力して進めていくことが重要であるとの点で一致した。本件についてとられた手段は適切かつ効率的であった。

(4) 日韓間の懸案への対応に関しては、EEZ 境界画定について、平成 19 年3月に続き、6月に交渉が行われ、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定の交渉には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行っており、とられた手段は適切かつ効果的であった。

(5) 経済緊密化のための各種協議の推進については、平成 19 年7月に第6回日韓ハイレベル経済協議が開催された。また、平成 16 年 11 月以降中断している日韓 EPA 交渉については、平成 20 年2月 25 日に行われた福田総理と李明博大統領との間の初の日韓首脳会談の結果、交渉の再開を検討していくこととなった(4月21日の日韓首脳会談での合意に基づき、6月25日に実務協議が行われた。両国の立場を3年半ぶりに整理し、双方の理解を深めることができ有意義であった。)。本件についてとられた手段は適切かつ効果的であった。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

平成 19 年度は、首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも日中戦略対話(次官級)、日中ハイレベル経済対話(閣僚級)、4回の東シナ海等に関する日中協議(局長級)等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互惠関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。また、対モンゴル関係においても招聘事業及び協議メカニズムの立ち上げを時宜に合わせて実施した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

二国間関係の強化に加え、メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

投入資源の少なさにもかかわらず、関係省庁(EPA 交渉・実施における関係省庁との連携)・関係各課(要人往来)、民間(周年事業)等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、文化の各分野で関係国との友好関係を大きく推進した。投入資源と比較して大きな成果を出しており、とられ

た手段は適切かつ効率的であった。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

安倍総理訪印、麻生外務大臣の SAARC 首脳会議出席、各種協議の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、手段が適切かつ効率的であったことを示している。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州とは、安全保障協力や EPA 交渉の継続など平成 18 年度に引き続き、更なる進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のため協力の枠組みに進展があった。また、島サミットのフォローアップ及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が顕著に見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

すべての枠組みにおいて地域協力を積極的に推進し、地域の一体感を高めていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的な取組を進める。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

関係国と緊密に連携・協力しつつ、六者会合と日朝間の協議を併せて進展させ、諸懸案の包括的解決を目指す。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

日中間で「戦略的互惠関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決していくべく、各種対話や交流を一層強化していく。日モンゴル間では、政府関係者の招聘を通じた対日理解の促進に一層努めていく。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

今後ともメコン川流域5か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEAN の統合を強化し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

各国との関係強化のため、要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流、各国との EPA 協議・実施等二国間経済協議、自然災害の被災国に対する支援を引き続き着実に実施していく。また、EPA 実施に関しては、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行っていく。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援に向け具体的施策を講じる。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] アジア地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、日・ASEAN 間では日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定の交渉が妥結したほか、「ASEAN 憲章」の採択など ASEAN 統合に向けた ASEAN の努力を我が国が積極的に支援することを示すことができた。また、民主主義を始めとする基本的価値を共有するインドや豪州等が参加する EAS について、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で具体的な協力が着実に推進されている。さらに、東アジアの安定と繁栄に大きな責任を有する日中韓の首脳会議が、今後、ASEAN 関連首脳会議と独立した形で開催することに初めて合意されたことは、今後の日中韓協力の進展に大きな弾みとなった。これらの点において当初想定していた以上の成果が見られた。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

(1)核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、平成 19 年2月に合意された「初期段階の措置」が実施され、さらには、10 月に「第二段階の措置」が合意されるなど、一定の前進があった(ただし、北朝鮮は平成 19 年末までの実施を約束した非核化措置を期限内に完了しなかった。)。また、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成 19 年も継続し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(2)日朝関係については、六者会合の枠組みの下で、平成 19 年3月の第 1 回「日朝国交正常化のための作業部会」に引き続き、9月に第 2 回「日朝国交正常化のための作業部会」が開催されたが、拉致問題を含む諸懸案に関し具体的な成果は得られなかった。他方、国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、G8 首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

首脳・外相レベルを始め、様々な分野で重層的な政府間対話が行われ、各種の文化交流・青少年交流・学術交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても適切に対処した。平成 20 年2月に行われた日韓首脳会談において、福田総理と李明博(イ・ミョンバク)韓国大統領が、日韓間の協力を一層緊密なものとする「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致するとともに、両首脳が形式張らずに頻りに往来する「シャトル首脳外交」を実施していくことで合意したことは、目標に向けて着実な進展があったものと評価できる。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を推し進め、六者会合における具体的な成果に結び付けることができた。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

日中関係においては、平成 18 年の安倍総理(当時)訪中時に合意した「戦略的互惠関係」が、当初想定していた以上に具体化し、日中間の協力関係が進展した。日モンゴル関係においても、当初想定していた以上に幅広い活発な意見交換が行われた。

(1)温家宝中国国务院総理の訪日、福田総理の訪中等のハイレベル往来等を通じ、アジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互惠関係」を具体化させた。要人往来以外にも、

国際会議の場等の機会に首脳会談、外相会談を実施した他、各種対話を通じて、日中関係をさらに進展させた。

(2) 政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進させた。「日中文化・スポーツ交流年」の各種行事を実施し、日中両国民の交流が活発に行われた。

(3) 対モンゴル関係においても、「モンゴルにおける日本年(外交関係樹立 35 周年)」を通年実施したほか、皇太子殿下のモンゴル御訪問、オヨーン外務大臣及びその他閣僚の訪日、各種招聘事業等を通じ、幅広い人的交流が活発に行われた。また、貿易・投資拡大及び鉱物資源開発にかかる官民合同協議会を立ち上げ、第一回協議を各々東京で実施した。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

タイ、ラオス及びカンボジアの首相並びにベトナムの国家主席が訪日するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。また、平成 19 年は日タイ修好 120 周年の各種行事が行われ、各国との対話・交流が促進された。経済については、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が署名された。メコン地域開発については、平成 20 年 1 月、初めての日メコン外相会議が東京で開催され、「信頼」「発展」「安定」の 3 つをキーワードとする日メコン協力及び国際場裡における協力をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。また、この会議の前後には、日・ラオス投資協定、対カンボジア無償援助 E/N(交換公文)及び「開発の三角地帯」関係文書の署名式が実施され、さらに、日メコン友好議連朝食会や日本のビジネス関係者を集めたメコン地域投資促進セミナーが開催された。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

平成 19 年度においては、当初想定していた以上のハイレベルな要人往来等が活発に行われ、経済関係についても具体的成果を得た。頻発した自然災害への対応も迅速に実施した。詳細は以下のとおり。

(1) 要人往来等について、総理のインドネシア及びマレーシア公式訪問、秋篠宮同妃両殿下のインドネシア御訪問をはじめとする要人往来、インドネシア及びマレーシアとの周年事業、招へい事業等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。

(2) 各国との経済関係に関し、日・シンガポール改正議定書の発効、ブルネイ及びインドネシアとの EPA 署名という大きな具体的成果を得ることができた。また、EPA 実施のための分野別の小委員会等も多数開催された。新規にブルネイとの租税条約交渉も開始された。

(3) 自然災害に関し、インドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発したが、我が国は NGO との連携を通じた支援も行い、被災国の支援に大きく貢献した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成 19 年には、安倍総理(当時)の訪印、麻生外務大臣(当時)の SAARC(南アジア地域協力連合)首脳会議出席、スリランカ大統領の訪日、バングラデシュ外務担当顧問(外相に相当)の訪日等が実現した。特にインドとの関係では、安倍総理訪印の際に、「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」が発出され、政治・安全保障、経済、人の交流、地域的・国際的課題に関し、多くの共通の取組に合意した。また、両首脳は、環境とエネルギーに関する別個の共同声明に署名した。この他、平成 19 年は「日印交流年」、日・バングラデシュ国交樹立 35 周年、日・モルディブ外交関係樹立 40 周年であり、各種関連行事が行われた。総合的に見て、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を柱とする南アジア諸国との関係強化という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪間では経済面で 4 回に及び経済連携協定(EPA)交渉が行われるとともに、政治及び安全保障

面では平成 19 年 6 月、日豪外務・防衛閣僚協議が開催され、同年 9 月、両国間で「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を実施するための行動計画が採択された。ニュージーランドとの間では、経済関係強化のための作業部会及び日 NZ 高級事務レベル経済協議が開催され、政治分野においても両国で協力している。島嶼国との間では、第 4 回日・PIF 首脳会議の際に設置が合意された日・PIF 合同委員会等の実施を通じ、島嶼国の自助努力に対する支援のフォローアップが行われている。この結果、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保してきている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 166 回国会施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	<p>・ASEAN などの経済連携協定や日中韓の投資協定の早期締結と、WTO ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に取り組みます。</p> <p>・私は、総理就任直後、中国及び韓国を訪問して、首脳レベルで胸襟を開いて話し合いを行い、両国との関係を改善しました。中国とは、両国国民にとってお互いに利益となるよう、戦略的互惠関係を築いてまいります。韓国との間でも、未来志向の緊密な関係を築いてまいります。</p> <p>・ASEAN 諸国や、基本的価値観を共有するインド、オーストラリアなどとも、経済連携の強化に加え、首脳同士の交流を拡大します。東アジア・サミット参加国を中心に、今後 5 年間、毎年 6000 名の青少年を日本に招く交流計画を実施してまいります。</p>
	第 166 回国会外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	<p>・アジアの安定というものは、ASEAN 諸国が民主的に落ち着いて、栄えていない限りありません。ASEAN 諸国のうち、我が国の伴走をまさに必要とする国々に対し、民主化と、平和構築を助けてまいります。経済面での連携を進めつつ、ASEAN の安定・強化を図っていく所存です。</p> <p>・1 月 15 日、セブ島で開かれた第 2 回東アジア・サミットでは、エネルギーの安全保障と、若者達が交わる大切さを、共通の課題として確認しました。</p>
	第 168 回国会所信表明演説(安倍総理(当時))	平成 19 年 9 月 10 日	<p>・北朝鮮の拉致、核、ミサイルの問題の解決に向け、国際社会との連携を一層強化してまいります。すべての拉致被害者が帰国を果たすまで、鉄の意志で取り組んでまいります。</p>
	第 168 回国会所信表明演説(福田総理)	平成 19 年 10 月 1 日	<p>・朝鮮半島をめぐる問題の解決は、アジアの平和と安定に不可欠です。北朝鮮の非核化に向け、六者会合などの場を通じ、国際社会との連携を一層強化してまいります。拉致問題は重大な人権問題です。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、「不幸な過去」を清算して日朝国交正常化を図るべく、最大限の努力を行います。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・韓国とも、未来志向の信頼関係を一層強化します。 ・さらに、アセアン諸国など各国とも、経済連携などさらなる関係強化に向けた取り組みを進めます。
<p>第 169 回国会施政方針演説</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結 ・昨年の米国、シンガポール、中国への訪問で『共鳴外交』に踏み出しました。中国とは、省エネ・環境協力などを通じ、戦略的互惠関係を深め、アジアと世界の安定と発展に貢献する関係を築きます。 ・韓国とは、2月に就任される次期大統領と、未来志向の安定した関係を構築していきます。 ・北朝鮮に対しては、六者会合などの場を通じ、関係各国と連携して核の放棄を求めていきます。また、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、不幸な過去を清算し日朝国交正常化を図るべく、引き続き最大限の努力を行っていきます。
<p>第 169 回国会外交演説</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ASEANの結束と繁栄は、東アジア地域全体の安定と繁栄にとって重要な推進力です。先般、日本・ASEAN包括的経済連携協定の交渉が妥結しました。今後は、協定の早期発効に向けて努力していきます。また我が国は、ASEANの一層の発展と繁栄のため、メコン地域開発を通じた域内格差是正や人材育成支援等を通じて、ASEANの統合努力を力強く支援してまいります。 ・インドや豪州との間でも、安全保障面や経済連携協定交渉を含め、引き続き幅広い分野で関係を強化します。 ・また、将来の東アジア共同体の形成を視野に入れ、東アジア首脳会議等の枠組みを活用して、アジア諸国と共に地域共通の課題に積極的に取り組んでまいります。 ・昨年 11 月の東アジア首脳会議では、福田総理より、東アジアにおける「持続可能社会」の実現に向け、我が国の環境協力イニシアティブを打ち出しました。今後はこれを着実に実現してまいります。 ・また、中国と韓国を交えた日中韓協力についても、環境をはじめとする様々な分野で一層発展させてまいります。 ・さらに民主化や市場経済化等の支援や対話を通じて、バルト諸国や中・東欧、中央アジア、南アジア

			アといった地域の諸国との関係を強化してまいります。
--	--	--	---------------------------

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省北米局

<p>施策名</p>	<p>対北米外交</p> <p style="text-align: center;">（政策評価書[施策レベル評価版] 81 頁）</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 地域別外交 - 2 対北米外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 北米諸国との政治分野での協力推進 - 2 - 2 北米諸国との経済分野での協力推進 - 2 - 3 米国との安全保障分野での協力推進 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 2 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 2 - 3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について</p> <p>(1) 米国について</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は、我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。 (ロ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。 (ハ) 政治・安全保障上の諸課題への取組において日米間の協力を日本政府として推進することは、不可欠である。 <p>(2) カナダについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。 (ロ) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。 (ハ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。 <p>2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について</p> <p>(1) 米国</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化における不可欠な要素の一つである。BRICS等の新興経済諸国がめざましい経済発展を遂げる中で、先進的技術で世界をリードする日米両国が、経済面での協力のあるべき姿を世界経済に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも必要である。 (ロ) 日米間の貿易・投資の自由化を促進することは、対日投資の拡大と、日本企業の米国における経済活動を発展させる上で不可欠である。 (ハ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係において、バランスよくこの関係を運営してい 	

くことが日米同盟関係の維持・強化の観点から不可欠である。

(2)カナダ

(イ)カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっており、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

(ロ)我が国とカナダの経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれる。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、平成19年10月には両国による共同研究の成果である日加共同研究報告書が両国首脳に提出された。本件は両国の首脳レベルでイニシアティブが取られている政策である。

3.「米国との安全保障分野での協力推進」について

平成18年の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で日本の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

【施策の有効性】

1.「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2.「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1)米国

(イ)幅広い分野において緊密な相互依存関係にある日米両国間においては、取り扱うべき経済的課題が多岐にわたっている。また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。この観点から「成長のための日米経済パートナーシップ」は、6つの対話の枠組みの下で、日米関係者間の意見交換を緊密なものとし、経済関係を着実に発展させた。

(ロ)日米規制改革・競争政策イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門の問題意識を聴取し、米国政府への改善要望に組み込み、日本企業の貿易・投資における良好な環境の整備に向けた政策に反映させた。このようなプロセスを通じ、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別問題への対処を、企業活動のニーズにも応える形で適切に行い、両国間の協調を一層推進することができた。

(ハ)日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある案件もあるが、これを未然に防ぐよう適切に対処していく上でも、両国が協調を推進していくことが有効に働いた。

(2)カナダ

日加経済枠組みの下での共同研究は、民間部門の意見を聴取し、二国間の貿易及び投資等の更なる促進をもたらす便益と費用についての検討を行うことにより、日加両国の貿易経済関係をさらに深化・活性化する上で、有益であった。また、共同研究の成果は、共同研究報告書として、両国首脳に報告されており、右内容は日加経済関係の協力促進のために引き続き活用できるものである。

3.「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1)安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2)「再編実施のための日米のロードマップ」の着実な実施、及び(3)日米

地位協定の運用改善等を行うことが重要。

これらの施策は、直接的に日米安保体制の強化に資するばかりでなく、米軍基地を抱える地元の負担軽減を図ることで、日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化に間接的にも資するものである。

【施策の効率性】

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

相手国担当者との信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国に関し、今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下で協力を強化するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図る。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

安倍総理(当時)及び福田総理の米国公式訪問(4月、11月)やライス国務長官の来日(平成20年2月)等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、当初の想定以上の成果があったと言える。

(2) カナダについて

平成19年9月のAPECの際の日加外相会談、同年11月の日加首脳電話会談、及びその他数度に

わたる日加外相電話会談を通じて、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的にみて、カナダとの緊密な連携強化という目標に向けて、十分な成果があったと言える。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国については、平成 19 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 19 年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を具体的につけることができた。

カナダについては、日加経済枠組みに基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成 17 年から3回にわたって共同研究作業部会を開催し、両国の経済関係を制限する措置と更なる貿易と投資の自由化につき検討した。さらに同作業部会では、関連政策上の手段が及ぼす影響について便益と費用に関する共同研究や個別の協力分野の推進についても検討を行った。日加共同研究報告書により平成 19 年 10 月に両首脳にその成果が報告されており、着実な進展があったことを示している。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

以下の理由にかんがみ、平成 19 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて相当な進展があったと考える。

- (1)平成 19 年5月、日米安全保障協議委員会(「2+2」会合)を開催し、前年5月に発表した兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画(「再編実施のための日米のロードマップ」)について、作業の進捗及び今後の着実な実施の重要性を確認した(「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」)。これに伴い、日米間で相互に提供される防衛関連秘密情報の取扱手続等を定めた日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を締結した。また、弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、イージス艦「こんごう」が日本初となるミサイル迎撃実験に成功した。さらに、平成 20 年1月には、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のため、在日米軍駐留経費負担(HNS)に係る新たな特別協定を締結した。
- (2)沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の実施を含む在日米軍の兵力態勢の再編等の継続的な進展は上記「2+2」会合でも確認された。
- (3)日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 169 回国会における総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	「日米同盟はわが国外交の基軸であり、信頼関係を一層強めていく。」
	第 169 回国会における高村大臣の外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	「日米同盟を一層強化し、政治・安全保障・経済を含む幅広い分野で米国と緊密に連携していきます。」

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省中南米局

<p>施策名</p>	<p>対中南米外交</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 103 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 地域別外交</p> <p>- 3 対中南米外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3 - 1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化 - 3 - 2 南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 3 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「<u>中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化</u>」について</p> <p>(1) 近年中南米地域は地域全体として4年連続でプラス成長、平成19年には5%という経済成長率を達成している。もともと豊富な資源・エネルギーを有し、高い経済的潜在力を有する中南米地域は、民主主義・市場経済の定着後、ますますその経済的重要性を高めている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国を有する中南米地域は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要。</p> <p>(2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定(FTA)を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国際社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要。</p> <p>(3) 中米地域は共同市場として米国との FTA 交渉を一体となって行うなど経済面での統合(中南米第3の市場)を進めている。また、中米統合機構(SICA)として、地域8か国が政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになってきている。さらに、南・北米大陸をつなぐ要衝の地にあり、パナマ運河を擁している。</p> <p>2. 「<u>南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化</u>」について</p> <p>(1) 経済関係に関しては、国際的に資源獲得競争が激化する中で、中南米において資源・エネルギーの国家管理強化が強まる傾向を踏まえ、政府としても、日本企業支援を行うとともに、デジタル・テレビ等の新たな分野も含め、官民一体となって積極的に経済関係強化に努めることが必要。</p> <p>(2) 環境・気候変動問題、国連安保理改革等の国際社会が直面する課題について、我が国が効果的に対処するため、共通の価値基盤を有する南米諸国との協力関係を維持・発展させることが必要。</p>	

- (3) 我が国と物理的に遠く、交流の機会も豊富とはいえない南米・カリコム諸国との関係を効果的かつ効率的に強化するためには、各種周年行事の機会を有効活用し、また、人物・文化交流事業を積極的かつ集中的に実施し、相互理解の促進を図ることが必要。
- (4) 南米諸国出身の在日外国人は現在約 36 万人にのぼり、地域社会との摩擦、教育・社会保障・犯罪をめぐる問題が顕在化している例もあり、問題の解決に向けて取り組む必要がある。
- (5) カリコム諸国 14 か国とは基本的価値を共有しており、良好な二国間関係を基盤に、国際捕鯨委員会 (IWC) や国連等の国際場裡で協力関係を構築しているところ、これを維持する必要がある。
- (6) メルコスール、カリコム等の地域国際機関は組織化及び活動範囲の拡大を進めており、これらの協力を促進することが各南米・カリコム諸国と関係強化を図る上でも重要である。

【施策の有効性】

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について

- (1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効。日墨交流戦略協力協議の開催は、21 世紀の日メキシコ関係にふさわしい交流の促進に有効。
- (2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効。また、ハイレベルの交流に限らず、有力な実務家、有識者の招聘は、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策決定に、親日的な効果をもたらすのに有効。
- (3) FEALAC における東アジア側調整国就任、次期外相会合の我が国における開催の表明は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に有効。
- (4) 外務大臣による対中南米政策スピーチの実施、中南米に関するパンフレットの活用は、幅広い層に対して中南米情勢と我が国中南米外交を広報するのに有効。

2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について

一次産品の国際価格高騰、地域の政治的潮流の変化及び中国の台頭等の状況の中、我が国の外交的プレゼンスを確保しつつ、経済関係の再活性化、国際場裡における協力関係の強化、相互理解の促進を実現するには、明確な目的の下、時宜に合った要人往来の活用、適切な日本企業支援策の実施、周年事業の活用、在日外国人問題への迅速な対応等の施策が効果的である。

【施策の効率性】

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について

- (1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC (東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム)、ECLAC (国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会) 等の枠組みを活用し効率的に効果の高い施策を講じた (FEALAC・CDM 招聘、委託調査等)。また、外務大臣による政策スピーチを日本国内で実施し、効率的に我が国の外交政策を全世界に発信した。
- (2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、APEC その他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行い、効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。
- (3) 中米諸国との間では、我が国の環境イニシアティブであるクールアース 50 について、我が国大使館より各国政府関係者や議会関係者、政策シンクタンク等に対する説明、政策担当次官の招聘、テレビ、新聞等を通じた世論対策を行った。その結果、中米諸国が一堂に中米統合機構議長国であるエルサルバドルに会して、日・中米フォーラムを開催した際、クールアース 50 に対する中米側の評価をと

りつける等効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。

2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について

限られた予算規模及び人的資源の中、関係省庁・機関、省内関係各課、民間等と密接に協力するなど効率的に事業を実施し、経済関係の再活性化の促進から国際場裡における協力関係の強化まで相当な進展があった。投入資源と比較して大きな成果を出しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について

メキシコとの関係では、日メキシコEPAを通じた経済関係の強化、気候変動問題等国际的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米との関係では、日・中米フォーラムや中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための事業の実施を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、首脳・外相レベルの招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国际的な課題への対処における協力関係を発展させる。FEALACにおいては、次期外相会合主催国として、FEALACの活性化、加盟国間の関係強化に目に見える成果を残す。

2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について

南米・カリブ地域における新たな政治・経済潮流を踏まえ、我が国の国益や資源エネルギー安全保障の観点から、諸国との対話及び協力関係を継続するとともに、更なる国際場裡の関係強化、及び経済関係活性化の加速を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について

以下に詳述するように、平成 19 年度には、当該年度における本件施策の目標(小目標)の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ経済関係については、経済連携協定(EPA)を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、APEC における首脳会談、外相同士相互訪問が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、大統領より我が国イニシアティブである「クールアース 50」に対する賞賛が得られ、事務レベルの二国間協議が立ち上げられる等の進展が見られた。また、21 世紀の日メキシコ関係にふさわしい交流強化に関し、日メキシコ交流協力戦略協議が立ち上げられた。中米諸国との関係においては、特に平成 20(2008)年の安保理非常任理事国選挙について、我が国に対し、広範な支持が得られた。多国間フォーラムについてはブラジルで開催された東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)第3回外相会合に麻生外務大臣(当時)が出席し、東アジア側調整国就任と次期外相会合の我が国における開催を表明することにより、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを強く印象づけることができた。また、麻生外務大臣による対中南米外交政策に関するスピーチを実施し、中南米パンフレットを活用することにより、対中南米外交の広報に例年以上の成果を残すことができた。

2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について

- (1) 地域における不安定要因が存在したにも拘わらず、経済関係において、チリ大統領訪日時の日本・チリ経済連携協定(EPA)発効、ペルー大統領訪日時の日本・ペルー投資協定の交渉開始発表、デジタル・テレビ日本方式採用に向けた南米諸国への重層的な働きかけ等が実現でき、当初想定していた以上の成果が得られた。
- (2) 麻生外務大臣(当時)のブラジル訪問を始めハイレベルの要人往来、各種二国間対話を精力的に実施した結果、環境・気候変動分野等当初期待した以上に、国際場裡における協力関係を強化できた。
- (3) 平成20年に日本人ブラジル移住100周年を迎える日伯交流年に向けて様々な準備作業を行った。南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題については、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。
- (4) 平成19年4月のドミニカ国首相の訪日、同年6月のガイアナ大統領の訪日、同年8月の菅総務大臣(当時)の戦略的外遊によるハイチ訪問、同年4月の松島外務大臣政務官(当時)のジャマイカ訪問、マクニッシュ・ジャマイカ外務省多国間問題担当次官補の訪日等の要人往来を中心に緊密な対話を行い、二国間関係の強化に加え、国際場裡での協力の働き掛けも積極的に行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会における麻生外務大臣の外交演説	平成19年1月26日	(その他の地域との関係強化) 第9段落 「中南米では近年、開発を重視をする政権の誕生が相次いでいます。その背景には、貧富の格差が埋まらない状況があります。我が国として重要な施策とは、中南米各国の社会経済が均衡である発展を遂げるよう、必要な助言・協力を行うとともに、自分と民主主義が維持・強化されるべく、対話と協力を続けていくことです。」
	平成20年度重点外交政策	平成19年8月	1. 我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化 (3) 外交の地平の拡大 ____ 中南米との関係強化(「日伯交流年(移住100周年)」を通じたブラジルとの関係強化を含む。)
	第169回国会における高村外務大臣の外交演説	平成20年1月18日	(その他の地域との関係強化) 第7段落 「また、本年、日本人移住100周年を迎えるブラジルをはじめ、経済面での存在感と国際場裡での発言力を増している中南米諸国との関係も強化してまいります。」

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省欧州局

施策名	対欧州外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 119 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標 地域別外交 4 対欧州外交
<p>施策の概要</p>	<p>国際社会における責任を共有する EU 等欧州主要機関との関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化 - 4 - 2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 - 4 - 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 - 4 - 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 - 4 - 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 4 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 4 - 3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 4 - 4 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 4 - 5 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「<u>欧州地域との総合的な関係強化</u>」について</p> <p>我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、及び市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会において共通の課題に直面している。このような欧州(各国及びEU、NATO等の主要機関)と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。</p> <p>2. 「<u>西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</u>」について</p> <p>(1) G8メンバーである英国、フランス、イタリア、及び歴史的に中南米諸国との結びつきが強いスペイン、ポルトガルをはじめとする西欧諸国は、EU 及び国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。我が国が、国際社会が直面する諸課題の解決に貢献するためには、これら西欧諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力をを行うことが不可欠である。</p> <p>(2) 西欧諸国は、北欧諸国をはじめとする経済・社会が成熟した先進国として少子高齢化、男女共同参画社会、環境等について先進的な取組を行っており、我が国が抱える課題を解決するために双方の知見を共有し、更に協力していく必要がある。</p> <p>3. 「<u>中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</u>」について</p> <p>(1) (外務省組織令上の分類に基づく) 中・東欧諸国 23 か国のうち 10 か国は、国際社会の諸問題に大きな影響力を有する EU の加盟国であり、全 EU 加盟国(27 か国)の3分の1以上を占める。これらの諸国との関係強化及び共通の課題に関する協力関係の維持・促進は、二国間関係上重要であるのみならず、特に EU の共通外交政策は加盟国のコンセンサスで形成され、また、議長国が半年毎に替わる EU の政策決定過程にも影響を及ぼし得ることから、日本の「平和協力国家」の具体化等の主要外交方針に即した政策を効果的に推進するために必要である。</p>	

(2)特に、EU の主要国であり、かつG8の一員であるドイツは、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任と能力を有する重要な政治的パートナーである。また、人道面で積極的な国際貢献を行うスイスや歴史・地理上中・東欧地域とのつながりが深いオーストリアとの関係も重要である。

さらに、中欧4か国(チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア)やブルガリア、ルーマニアは、特に EU 加盟後我が国にとっての経済的重要性が増しており、また、当該諸国や西バルカン諸国は、良好な対日感情を背景に国際社会の諸課題に関し我が国の立場を支持する国が多く、こうした親日国との関係を大切にすることも重要である。

また、旧ソ連欧州地域や西バルカン地域の安定化・民主化及び市場経済化は、欧州ひいては国際社会の安定にとって重要であり、当該地域の諸国とともにこうした共通の課題に関する協力を促進する必要がある。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係は、平成15年1月の小泉総理(当時)の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、両国関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、ロシアと中東(イラン、アフガニスタン等)を結ぶ東西南北の交通の要衝として地政学上重要な位置を占めており、また、豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず、国際社会にとっても重要な関心事項となっている。したがって、我が国としてもこの地域の安定と繁栄を支援する必要があり、また、我が国のエネルギー資源安全保障の観点からもこの地域各国との良好な関係は不可欠である。

【施策の有効性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1)欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

(2)欧州地域との具体的な協力を継続・促進することは、基本的価値を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。

(3)租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みであり、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。

(4)欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

(5)欧州地域との草の根交流を欧州青年招聘と高校生交流等を通じて実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、その際国際社会の共通課題に関する情報・意見交換を強化し、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

友好関係の維持促進及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

(1) 我が国と中央アジア諸国との協力関係を深め、中央アジア地域協力を促進するためには、「中央アジア＋日本」対話「行動計画」に謳われた地域内協力(テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、環境保護、防災等)、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流等を着実に実施するとともに、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することが効果的である。

(2) 我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするためには、首脳レベルを含めた種々のレベルでの政治対話、様々なスキームを活用した人的交流等の交流が不可欠である。

【施策の効率性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた資源の中、省内の関係各課(EUとの経済関係を所掌する経済統合課等)や関係省庁、民間団体(周年事業での協力)と密接に協力するなど、施策の目標に向けて進展がみられ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた資源の中、関係各課(要人等訪問時の他課との協力)や関係団体(要人等訪日時の国内関係団体との協力)と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

首脳会談、外相会談の各2回の実施、ナルィシュキン副首相の2度にわたる訪日、高村外務大臣とイワノフ第一副首相との会談等、活発な政治対話を行い、幅広い分野での日露関係の進展を更に押し進めることができた。平和条約問題については、下記のとおり厳しい外部要因にもかかわらず、首脳間で「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致した。以上に

かんがみ、目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であった。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

人的及び予算的制約が大きい中、「中央アジア + 日本」対話の枠組みの下で協力を推進するとともに、二か国の国家元首の訪日(キルギス及びタジキスタンの大統領)、関口外務政務官(当時)のグルジア訪問、松島外務政務官(当時)のアゼルバイジャン・ウズベキスタン訪問等の政治対話の他、他省庁・独立行政法人や民間企業、有識者等とも連携しながら種々の事業を実施しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

国際社会における存在感を一層増しつつある EU と、特に気候変動、世界経済、アフリカ・開発といった課題への対応において協力を一層促進する。また、「平和協力国家」の具体化に向けて、NATO、OSCE 等との安全保障面での対話と具体的協力を推進する。日欧間の協力関係の基盤を強化すべく、法的枠組みの整備、知的交流、人的交流を着実に実施する。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、双方向の要人往来及び事務レベルの協議を活性化させ、二国間関係の更なる緊密化を図るとともに、政府間以外の民間交流の一層の充実を図る。特に、G8 主要国との間では、平成 20 年の我が国開催のサミットにおける合意事項をフォローアップしていく。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、我が国と中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

「中央アジア + 日本」対話「行動計画」を着実に実施し、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することで、中央アジア地域との協力を促進し、また、様々なスキーム・機会を活用して中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係をさらに強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 統合の深化と拡大を続ける EU との関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

日・EU 関係においては、平成 19 年6月の定期首脳協議で、日・EU の戦略的パートナーシップを一層強化し、特に気候変動分野において、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半分もしくはそれ以上削減するとの長期的目標で一致するなど大きな成果を得た。日・NATO 関係においては、平成 19 年1月の安倍総理(当時)の NATO 訪問に続き、12 月にデ・ホープ・スケッフェル NATO 事務総長が訪日し、日・NATO 関係が新たな段階へと移行した。アフガニスタン復興支援に関する具体的な協力において当初の想定以上に進展があった。法的枠組みについては、平成 20 年2月にオランダ、チェコとの社会保障協定に署名するなどの進展があった。知的交流・人的交流は、平成 20 年

1月にリュブリャナ(スロベニア)で気候変動をテーマとする日・EU 共同シンポジウムを開催する等により促進された。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

G8の一員である英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との関係で、首脳や外相等の要人往来、国際会議等における二国間会談及び電話会談が活発に行われた。また、平成20年1月には、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設150周年を記念した周年事業が開始されるなど対話・交流が促進された。更に、G8の一員である英国、フランス、イタリアとは、平成20年の我が国開催のサミットを見据え、電話首脳会談等の場を通じて、サミットの成功に向けた種々の協力や支持を得るとともに、国際的課題について意見交換を行った。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

以下に述べるとおり、首脳・外相会談や国際会議、地域的な枠組み等種々の機会を捉え、我が国と中・東欧諸国間との対話が行われたことから、中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、想定以上の成果があったことを示している。

(1)総理や外相の訪欧や外国要人の訪日、国際会議等の際の二国間会談、政府関係者・有識者等の往来により、二国間関係を強化し、共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。

(2)首脳・外相間の会談や、複数国と局長級の政務協議を実施し、協議・政策調整を行ったほか、協議・政策調整の新たな枠組みを設立し(「GUAM+日本」会合)、また、既存の枠組みの活性化(V4+1外相会合等)を行うなど、各国と積極的に協議・政策調整を行っている。

(3)さらに、日本から中・東欧地域(上位12か国)への訪問者数は総じて増加しており、観光客増大のための会合を実施したほか(南東欧観光振興ワークショップ)、日・オーストリア21世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流を促進し、また、21世紀パートナーシップ等の招聘枠組みを利用した人的交流を進めた。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

様々な機会・レベルを通じて平和条約交渉を行った。平成19年9月のシドニーでのAPEC首脳会議の際の日露首脳会談において、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致したことにより、交渉を再活性化するモメンタムが生じつつあるが、未だ進展には至っていない。

2度の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、2度の日露戦略対話を実施した。

平成19年における日露間の貿易高は200億ドルを突破し、4年連続過去最高を記録した。また、6月に行われたハイリゲンダム・サミットの際の日露首脳会談において、日本側として、ロシアとの更なる協力を進めるために「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」を提案し、プーチン大統領からも支持を得、日露協力をさらに弾みがついた。

その他国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施された。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

「中央アジア+日本」対話第三回高級実務者会合の実施、国家元首の訪日(パキエフ・キルギス大統領及びラフモン・タジキスタン大統領)、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、着実な進展があったと評価できる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「ロシアとは、北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するとの基本方針にのっとり、領土問題の解決に粘り強く取り組むとともに、幅広い分野での関係の発展に努めます。」 「先日訪問した英国、フランス、ドイツなど欧州諸国とは、平和への貢献など人類共通の課題についての連携を更に深めていきます。」
	第168回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説	平成19年10月1日	「世界の平和は、国際社会が連帯して取り組まなければ実現できないものです。私は、激動する国際情勢の中で、今後の世界の行く末を見据え、我が国が国際社会の中でその国力にふさわしい責任を自覚し、国際的に信頼される国家となることを目指し、世界平和に貢献する外交を展開します。」 「ロシアとは、領土問題の解決に向けて粘り強く取り組むとともに、両国の交流の発展に努めます。」
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「人間の安全保障」面での課題解決に向け、G8各国やEUとも協力してまいります。」 「平和協力国家」としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることが必要です。」 「ロシアとは、関係を高い次元に引き上げるべく領土交渉を促進するとともに、幅広い分野での交流を進めます。」
	第169回国会における高村外務大臣の外交演説	平成20年1月18日	「重要な隣国であるロシアとの間では、北方領土問題の解決に向けて進展を図るべく、強い意思を持って交渉を進めていきます。同時に、極東・東シベリアを含むアジア太平洋地域における積極的な協力を通じた「戦略的パートナーシップ」の構築を目指して、「日露行動計画」に基づき、引き続き幅広い分野での関係の発展に努めます。」 「本年外交関係開設150周年を迎える英国、フランス、オランダをはじめとする欧州諸国と連携していきます。また、これまで培ってきたEU及びNATOとの協力関係を強化してまいります。さらに民主化や市場経済化等の支援や対話を通じて、バルト諸国や中・東欧、中央アジア…といった地域の諸国との関係を強化してまいります。」

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省中東アフリカ局

<p>施策名</p>	<p>対中東外交</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 147 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 地域別外交 - 5 対中東外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5 - 1 中東和平実現に向けた働きかけ - 5 - 2 イラクの平和と安定のための支援 - 5 - 3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援 - 5 - 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大 - 5 - 5 中東地域産油国(特に GCC(湾岸協力理事会))諸国との経済関係強化 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 5 「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 5 - 2 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 - 5 - 3 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 5 - 4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 5 - 5 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について</p> <p>大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。</p> <p>2. 「イラクの平和と安定のための支援」について</p> <p>我が国は中東地域から原油の約9割を輸入しており、石油埋蔵量世界第3位のイラクの平和と安定は、中東地域全体の平和と安定に資する。このため、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。</p> <p>また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。</p> <p>3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について</p> <p>アフガニスタンを安定させ、テロの脅威を排除し、再びテロの温床となることを防ぐことは、世界の平和と安定に寄与し、ひいては我が国の安全保障上の利益につながる重要な課題である。また歴史的にアフガニスタンの戦乱には関わりが薄い我が国が積極的に役割を果たすことについて、アフガニスタン国内や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再び破綻国家にしないとの決意から、協力して同国の和平・復興に取り組んでいる中、我が国としても国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。</p>	

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。かかる政策上の要請に鑑みれば、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

なお、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は今後ますます高まっていくことから、中東・イスラム諸国との関係は中長期的視点で考えていく必要がある。

5. 「中東地域産油国(特にGCC(湾岸協力理事会))諸国との経済関係強化」について

中東地域の安定に寄与し、我が国へのエネルギー資源の安定供給を確保するためには各国との重層的関係の構築が不可欠。

【施策の有効性】

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

- (1) 中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが効果的である。
- (2) パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレスチナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押しする我が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。
- (3) 紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必要がある。我が国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、我が国が信頼醸成措置を行うことは引き続き効果的である。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

イラクの復興及び政治プロセスの進展は、イラクー国のみでは不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、安保理諸決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、高い経済成長率を達成する(2003年15.7%、2004年8.0%、2005年13.8%、2006年5.3%(世銀))など2001年の状況に比べれば大きな前進が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安やインフラ復旧に対する支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化が重要である。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

「中東における我が国の存在感を拡大すること」という施策の目標を実現するためには、大前提として我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にも我が国自身及び我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要となる。具体的には、要人往来、人物交流に加え、我が国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力が考えられる。更に、我が国の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、中東における国際的な発言力の

強化に資するものである。何れにせよ、重要なのは重層的な形での相互理解促進の措置をとることである。

「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業を開催することは、政治家、財界人、知識人同士の繋がりや対話の成果を蓄積し広く共有化させる作業であり、その波及効果として我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを真に人々の間に根付かせていくことを可能にするものである。

5. 「中東地域産油国(特に GCC(湾岸協力理事会)) 諸国との経済関係強化」について

GCC 諸国との関係強化のためには、協定等の枠組み構築と、法的枠組みにとどまらない幅広い関係づくりのための協議の場とを土台としつつ、特に先方が我が国に対して高い期待を有する教育・人造り分野における具体的な協力を進めることが不可欠である。平成 19 年度には、要人往来や各種ミッション派遣・受け入れ、国内での準備態勢構築を通じて、GCC 諸国との相互理解が深まった。今後ともこれら施策の継続により協力強化の効果が十分に見込まれる。

【施策の効率性】

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、(1)小泉総理(当時)からの政治的働きかけの結果として、各首脳から賛同を得、麻生外務大臣(当時)のイニシアティブで同構想4者協議の閣僚級会議が開催されたものであり、(2)同構想の進展により、自立可能なパレスチナの国造り支援に資することになり、(3)イスラエル、パレスチナ、ヨルダンが同構想に参加することにより、関係者の信頼醸成にも資する、という点で、一つの構想で多面的な要素を含んでおり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい状況の中でも最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年5月3日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

復興支援については、和平プロセス・ガバナンス(行政経費支援等)、治安維持(元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰(DDR)及びそれに引き続く非合法武装集団の解体(DIAG)や地雷対策等)及び復興(幹線道路整備等)の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が行われ、参加国間の相互理解がより一層深化したことにより、施策の目標に向けて大きな進展があったことは手段が適切であったことを示している。

5. 「中東地域産油国(特に GCC(湾岸協力理事会)) 諸国との経済関係強化」について

限られた予算及び人的資源の下で本施策の目標に向け着実に進展していることから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考えである。また、アッバース大統領及びファイヤード首相の和平努力・改革努力を支えるために、支援を継続する。さらに、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、和平プロセスの進展状況を見つつ、特に、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢や政治情勢の変化に留意する。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。また、依然として治安情勢は不透明であり、アフガニスタンの安定のために、引き続き支援を行っていく。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

本件施策については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

5. 「中東地域産油国(特にGCC(湾岸協力理事会))諸国との経済関係強化」について

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

(1) 平成 19(2007)年 8 月に麻生外務大臣(当時)が、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、和平の進展に向け、オルメルト首相、リヴニ・イスラエル外相、アッバース・パレスチナ自治政府(PA)大統領、ファイヤードPA 首相など、直接当事者に働きかけを行うとともに、西岸のジェリコにおいて、「平和と繁栄の回廊」構想 4 者協議第 2 回閣僚級会合を開催することができた。また、有馬政府代表(中東和平担当特使)は、パレスチナ支援調整委員会(AHLC)閣僚級会合、アナポリス中東和平国際会議、アラブ連盟首脳会議に出席し、我が国の中東和平への取組の表明を行うことができた。さらに、有馬政府代表(中東和平担当特使)は、和平推進に向け当事者に直接働きかけを行うとともに、関係諸国と緊密に協議を行った。

(2) 平成 19(2007)年 12 月のパレスチナ支援プレッジング会合には、我が国から宇野外務大臣政務官が出席し、対パレスチナ支援として、当面 1 億 5000 万ドルの支援を実施していくことを表明し、効果的なパレスチナ支援を行うことができた。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

イラクは平成 18 年 5 月の新政府発足後、種々の困難に直面しながらも、我が国をはじめとする支援国の協調の下、復興の着実な進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成 20 年 1 月 12 日、旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法案が国民議会で採択され、また 2 月 13 日、一般恩赦法案、地方自治法案、2008 年度予算案が国民議会で採択されるなど、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成 19 年夏以降改善に向かいつつあり、既にイラク全土 18 県のうち 10 県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なものの、平成 18(2006)年 5 月 2 日、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足するなど、国際社会の協力を得つつ、着実に復興の道を進んでいる。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は、これに貢献しているものと評価できる。また、アフガン政府要人及び国際社会から我が国支援に対する評価は高い。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

(1) 平成 19 年度は、安倍総理、麻生外務大臣(ともに当時)の中東訪問、アラブ首長国連邦アブダビ皇太子、イスラエル首相の訪日など活発な要人往来が行われた一方で、中東諸国との交流・対話の深化をはかるための事業「日・アラブ対話フォーラム」の第 5 回会合がエジプトで開催され(19 年 11 月)、有意義な意見交換を行うことができた。また、「対話フォーラム」開催に続けて、当初予定されていなかった「日本・アラブ会議」が開催された。これは、日本とアラブ 17 か国から有識者 250 名を超える参加者が一堂に会し、従来の「対話フォーラム」を拡大するもので、日本・アラブ関係において画期的な行事となり、日本と中東との相互理解を相当深めることができた。

(2) また、イスラム世界との交流・対話の深化を図るために事業「イスラム世界との文明間対話セミナー」の第 6 回会合がサウジアラビアで開催され(20 年 3 月)、有意義な意見交換を行うことが出来た。会合の開催等を通じて、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

(3) 頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、我が国国民、諸外国、特に中東の人々への理解を深めることができた。

5. 「中東地域産油国(特に GCC(湾岸協力理事会))諸国との経済関係強化」について

平成 19 年 4 ~ 5 月に行われた安倍総理(当時)の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCC との FTA 交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、UAE、クウェートとの租税条約交渉がそれぞれ進展した他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 166 回国会施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	中東地域の平和と安定
	第 166 回国会外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	イスラエルとパレスチナの共存共栄、和平実現
	第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	中東平和の実現 インド洋における給油活動を再開するとともに、アフガニスタン、イラク国民の国家再建に対する支援を継続 経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、

第 169 回国会外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	中東和平については(中略)引き続き和平の実現 に貢献
---------------	------------------------	-------------------------------

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省アフリカ審議官組織

<p>施策名</p>	<p>対アフリカ外交</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 173 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 地域別外交</p> <p>- 6 対アフリカ外交</p>
<p>施策の概要</p>	<p>アフリカ開発の促進、対アフリカ外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップを強化、及びアフリカとのバイ・マルチでの協力関係を強化すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 6 - 1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進 - 6 - 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進 - 6 - 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 6 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 6 - 2 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 6 - 3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について</p> <p>アフリカには、貧困、紛争、感染症など 21 世紀の国際社会が直面する課題が引き続き集中している。このような問題の解決は我が国を含む国際社会が全体として取り組むべき課題であり、アフリカ諸国と援助国、国際機関等が今後のアフリカ開発のあり方について、開かれた場で包括的に政策対話を行う場としての TICAD の必要性は大きい。我が国としても TICAD プロセスを主導することにより、国連加盟国の 4 分の 1 以上を占めるアフリカ 53 か国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会において積極的な役割を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会における我が国及び国民の利益増進に大きく寄与するものである。</p> <p>2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について</p> <p>(1) アフリカが抱える、紛争や政情不安、貧困、感染症、テロ等の問題は国際社会全体の課題であり、我が国としても、国際社会の責任ある一員としてアフリカに集中する課題の解決に貢献する必要がある。</p> <p>(2) また、感染症やテロ等の国境を超える問題が象徴するように、アフリカに集中する問題の解決は我が国自身の平和と繁栄の確保という観点からも重要である。</p> <p>(3) アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、援助主体間の一致した努力が不可欠であるところ、我が国は主要援助国の一つとして、国際社会の協調的取組を主導し、促す立場にある。</p> <p>3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について</p> <p>(1) アフリカには国連加盟国の約 3 割に相当する 53 の国が存在しており、国際場裡で無視できない重みを持つ。我が国としても、国際社会に働きかける際にはアフリカとの緊密な協力が不可欠であると認識しているが、歴史的・地理的な懸隔から日・アフリカ間の交流は限定的なレベルに留まっている。</p> <p>(2) 経済協力を梃子とした外交的働きかけに限界がある中、アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカの理解を涵養し、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。</p> <p>(3) また我が国がアフリカの現状に即した適切な対アフリカ外交を展開していくためにも、日本国内のアフリカへの関心を、アフリカの現状や課題についての正確な理解に基づく高い水準に引き上げ、かつ維持していくことが必要である。</p>	

【施策の有効性】

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) アフリカ開発をめぐる状況は変化しており、具体的には民主化の進展や経済成長率の上昇など、政治・経済面で肯定的な兆しが見られるが、依然として紛争や感染症をはじめとする深刻な問題が残存することは事実である。

(2) TICAD プロセスの開始当初より、アフリカ諸国の自助努力(オーナーシップ)と国際社会のパートナーシップの重要性を提唱し、アフリカ開発の推進役を果たしてきた我が国として、その後成立した様々なアフリカ開発のためのイニシアティブも視野に入れつつ、アフリカ開発の望ましいあり方・方向性について国際社会全体で開放的に議論し、包括的な形で取組を進めることは非常に有意義である。

(3) また、TICAD プロセスで合意を得たアフリカ支援の基本方針は、各国・国際機関の援助政策に取り入れられ、実施されることが重要であり、我が国の施策としても、アフリカ向け ODA 事業や各種施策の計画、実施に反映させていくことは非常に重要である。

(4) アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効であり、このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進することが重要である。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

(1) アフリカ諸国が必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国が単独で供与可能な支援には限りがあるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。

(2) 現在の新興援助国による支援は、国際的なルールや協調に沿わない側面も見られるところ、新興援助国と協議を重ね援助協調に引き込んでいくことが、協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

(3) アフリカ開発は累次の G8 サミットで重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G8 プロセスの枠組みを利用することが効果的である。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) 地理的な懸隔が大きく、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招聘・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。

(2) 我が国から政治レベルがアフリカを訪問する際には、先方から大統領、首相等首脳級の応対を受けることが多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。

(3) アフリカを巡る内外の環境は大きく変化しつつあるが、日本国内のアフリカに対する認識は必ずしもそうした現実を正しく反映したものではなく、我が国の対アフリカ外交への広範な支持をとりつける観点からも、アフリカの現実と我が国の取組に関する積極的な広報活動が不可欠。

【施策の効率性】

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

平成 19 年 10、11 月にそれぞれザンビア、チュニジアで行われた第四回アフリカ開発会議(TICAD) 地域準備会合及び平成 20 年 3 月にガボンで行われた TICAD 閣僚級準備会議といった一連の TICAD 関連準備会議、在京アフリカ外交団との協議及び TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会を通し、限られた資源の中で、着実に TICAD に向けた準備を進めることができ、在京アフリカ外交団及び民間企業との連携も緊密化することができたことから、執られた手段は適切かつ効率的であった。また、準備会議プロセスを通じて、アフリカ、日本の市民社会との連携を深めることができ、また国内でも定期的に意見交換を行い、パートナーシップの裾野の拡大に寄与した。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

予算規模、人的資源ともに大きく制約される中、G8 ハイリゲンダム・サミットの首脳文書に TICAD への

言及が盛り込まれ、中国との間では新たに事務レベルでの協議が立ち上がる等、目標達成に向けた重要な進展が見られており、執られた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

人的資源が限られている中、各種招聘・交流事業や要人往来を積極的に実施することによって我が国の対アフリカ外交、特に TICAD に対するアフリカ諸国の理解は飛躍的に向上し、40以上の国から首脳級の出席表明があった。また、民間との協力で種々の広報活動を行うと共に TICAD 親善大使の任命等の工夫を行い、多数のメディアに取り上げられた。このように、投入資源との関係で大きな成果を上げており、執られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

TICAD 後も TICAD プロセスの着実な推進と制度化を行うためフォローアップ・メカニズムの推進、各種関連会合の開催を行う。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

TICAD 及び G8 サミットを通じて打ち出す対アフリカ支援の方向性を、以後の多国間枠組みでの取組に根付かせるべく、G8 プロセス等を通じて然るべきフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を強化していく。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

集中的に行われた TICAD に向けた広報努力によって培われた国民各層のアフリカに対する理解や関心を持続的なものとするべく、TICAD 後の広報活動に意を用いていく。同様に、頻繁な要人往来により涵養された良好な日・アフリカ関係の維持・増進に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] アフリカ開発の促進、対アフリカ外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップを強化、及びアフリカとのバイ・マルチでの協力関係を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

平成 19 年 10、11 月にそれぞれザンビア、チュニジアで行われた第四回アフリカ開発会議 (TICAD) 地域準備会合及び平成 20 年 3 月にガボンで行われた TICAD 閣僚級準備会議といった一連の準備会議を通じ、アフリカ開発の現状に関わる個々の論点及び TICAD の優先事項に関する見解を聴取し、議論することができ、最終的に TICAD の成果文書の一つである横浜宣言について閣僚級で実質的に合意を得ることができた。また、在京アフリカ外交団との協議を通じ、同外交団の TICAD の準備プロセスにおける積極的関与を得たことは、TICAD 準備プロセスからの進展としてアフリカ側から高く評価され、準備プロセスにおけるアフリカ側との連携が多層化し緊密化した。さらに、平成 19 年 12 月及び平成 20 年 2 月に民間企業とアフリカの現状認識を共有し、アフリカとの貿易・投資における官民連携のあり方について議論する TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会を開き、アフリカに対する民間企業の関心を著しく喚起することができた。これらはいずれも本件施策の目標達成に向けた動きとして当初の想定を大幅に上回るものであった。更に、準備会議プロセス等を通じてアフリカ、日本の市民社会との連携を深めることができた。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、TICAD 及び G8 北海道洞爺湖サミットを見据えた新たな取組を通じ、国際社会の取組を促すと共に我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G8 各国等

の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国との協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、極めて緊密な要人往来が行われた他、TICAD の準備会合等、日・アフリカ間で例年になく多数のハイレベルでの接触があった。特に、高村外務大臣のタンザニア訪問及びガボン訪問や森元総理のアフリカ連合(AU)総会出席等は、我が国がアフリカを重視する姿勢を明確に示すものとしてアフリカ側から高く評価され、40を超える国の首脳級要人から TICAD への出席表明がなされるなど、二国間関係の強化や我が国の対アフリカ支援への取組に対する理解の醸成に大きく寄与した。

(2) 日本国内でのアフリカへの関心の確保については、緊密な要人往来、従来から行われているアフリカ関連イベントに加え、平成 20 年度に開催される TICAD に向けて、各種アフリカ関連イベントの実施や TICAD 親善大使の任命等、積極的な広報活動を行った結果、各種メディアでも大きく取り上げられた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説(第 169 回国会)	平成 20 年 1 月 18 日	本年我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、(中略)G8 各国や EU とも協力して参ります。
	外交演説(第 169 回国会)	平成 20 年 1 月 18 日	「北海道洞爺湖サミットと TICADIV でのリーダーシップ」の節

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省総合外交政策局

施策名	国際の平和と安定に対する取組	政策体系上の位置付け
	(政策評価書[施策レベル評価版] 191 頁)	基本目標 分野別外交 - 1 国際の平和と安定に対する取組
施策の概要	<p>国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 - 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 - 1 - 2 日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策 - 1 - 3 国際平和協力の拡充、体制の整備 - 1 - 4 国際テロ対策協力 - 1 - 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 - 1 - 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 - 1 - 7 国際組織犯罪への取組 	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 1 「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 - 1 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 2 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 3 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 4 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 5 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 6 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 7 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について</p> <p>我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割への期待が高まる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られる外交政策を対外発信していくことが必要となっている。</p> <p>2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について</p> <p>(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること</p> <p>依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。</p> <p>(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること</p> <p>世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等をいかした取組を行う必要がある。</p>	

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 冷戦終結後、宗教や民族対立、経済的要因や天然資源の争奪等に基づく地域紛争が世界各地で勃発し、地域及び国際の平和と安全を脅かし、難民・国内避難民の発生等の人道上の問題を生み出している。特にアフリカ地域に顕著に見られるように、紛争により国家の基本的枠組みが破壊され統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」への対応が、国際社会の大きな課題となっている。また、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威の台頭は、一地域の平和と安定が国際社会全体の平和と安定に密接に関わっている現状を示しており、その対処には各国が協調して国際社会の諸問題に取り組む必要があるとの認識が高まり、国際社会において多様な取組が行われている。

(2) 近年我が国は、カンボジア、東ティモールなどへの支援を行うなど、国際社会の平和と安全のための取組に積極的に協力してきた。国際社会からは、我が国がその国柄に見合う形で応分の役割を積極的に果たすことが期待されている。中でも自衛隊や文民警察、文民専門家等の派遣を通じた人的貢献やそれを担う人材の育成を積極的に行っていくことは、紛争後の国家再建における多様な専門分野における人材ニーズに応えるものであり、同時に我が国の貢献を目に見える形で内外に示すと言う点で必要不可欠な施策である。

4. 「国際テロ対策協力」について

(1) 我が国は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場である。国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、国際社会における責任ある国家として、また、国際的なテロ対策を推進するための人材、技術、知識、経験を有することからも、かかる取組に積極的に参画し、国際平和と安定に対する取組を強化していくことが必要不可欠である。外務省は、国連やG8、APEC等における国際的な基準作り等に、我が国の立場を反映させる役割を担っており、テロ対策の分野においても、かかる観点から積極的な外交政策の展開が必要である。

(2) 外務省には、我が国の権益が多く存在する途上国におけるテロに対する脆弱性の克服やテロ対策に関する国際的な法的枠組みの強化の観点から、ODAを活用しつつ、途上国に対するテロ対処能力向上支援を推進することが求められている。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後60年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を手当てし、その中で我が国の国益も確保していくためには、環境・気候変動、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌事務とする外務省が責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住受入れに対する国際的な動向をも踏まえ、我が国における第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会を継続していく必要がある。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

(1) グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、国境を越える組織犯罪(国際組織犯罪)が一層深刻化している。

(2) 国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、また、我が国の経済、社会、市民生活に直接影響を及ぼすものである。このような組織犯罪は国境を越える性質を有しており、的確に対処するために、各国の刑事司法・法執行制度を強化することを含め、国際的な連携・協力がますます重要になってきている。また、我が国は、国益を守る観点から、国際組織犯罪への対処のための国際的な取組に協力・貢献する必要がある。

【施策の有効性】

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標(国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること)及び施策目標(国際の平和と安定に対する取組:国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること)を達成していくためには、我が国が今後直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案作業を補って強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得ることができることから、重要であり、有効である。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及びテロ対策特措法(注)に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等の施策とともに実施することが適当である。

(注)テロ対策特措法は、平成 19 年 11 月 1 日に期限を迎え失効したところ、その後は、平成 20 年 1 月 16 日に成立した補給支援特措法に基づき実施。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

「平和構築」は、紛争で荒廃した地域をあらゆる側面から支援し国家を再建するという非常に包括的で複雑多様な取組であり、その対処に当たっては、広範な視点から様々な政策をその整合性や優先度に配慮しつつ適切に組み合わせて実施していくことが有効である。

また、そのためには我が国の有する政策手段を包括的にフォローし、平和構築に関わる各国、国際

機関、NGO、国内外有識者・専門家等と日頃から緊密な関係を構築すると共に、国際社会の潮流を踏まえ、それに即した政策手段、人的基盤の強化を図る必要がある。そうすることで「平和構築」政策の具体的実施において現地情勢やニーズの的確な把握、関係機関との円滑な連絡調整、適切な政策手段の選択、的確な人的資源の活用が可能となる。

4. 「国際テロ対策協力」について

(1) 国際テロ対策においては、より多くの国がテロ対処能力を向上させ、テロリストにその手段を与えず、テロに対する脆弱性を克服すること、より多くの国がテロ防止関連諸条約等の国際約束を締結・履行し、テロリストに安住の地を与えないこと、の2点が重要である。

(2) に対応するためには、テロ対策に投入する資源が不足しがちな途上国のテロ対処能力を強化するために、設備・機材の整備等に関する資金面での援助に加え、各国のテロ対策を実施する人材の育成が必要となる。に対応するためには、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連諸条約の締結・履行や関連国連安保理決議の履行を促進することが重要である。

(3) さらに、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を越えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行っていることから、出入国管理や交通保安、テロ資金対策等の分野で隙のない体制を構築することも不可欠である。こうしたことから国連やG8、ASEAN、日米豪等の多国間、日インド、日パキスタン等の二国間協議を通じて、より実効的な国際テロ対策の推進と強化を積極的に実施していくことは有効なアプローチである。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案を作成するとともに国連の場でも公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。また、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成14年:521人、平成19年:676人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れる可能性が高い。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。

(2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが有効である。

(3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために有効である。

さらに、各国における民主主義基盤の強化のためには、民主主義に関する国際フォーラムに積極的

に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携することが有効である。

(4) 条約難民等に対して、各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を行うことは、我が国定住支援のために有効であり、またこれまでに既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、第三国定住受入れの枠組み、定住支援策等を含め様々な角度から十分に議論し、一定の検討結果を導き出すためにも、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を継続していくことが有効である。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

(1) そもそも、犯罪を防止し取り締まるための措置は、刑事・司法当局が自国の領域において排他的に権限を有し実施するものであり、世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、薬物犯罪、資金洗浄、人身取引等の国境を越える組織犯罪に効果的に対処するためには、国際的な連携・協力が不可欠である。

(2) 特に、条約等の国際的な法的枠組み強化、国連、G8等を通じた取組の推進等は、犯罪組織の安全な避難場所をなくし国際社会が一致して防止・取締りに取り組む観点からも有効である。

(3) 例えば、国際組織犯罪防止条約等の国際的な法的枠組み強化により、各国が自国の刑事・司法法制において取るべき措置が定められ、また、国連麻薬委員会、金融活動作業部会(FATF)等の取組により、国境を越える組織犯罪の防止措置が不十分な国々に対しても、技術協力や相互審査等を通じ積極的な対処を促進し、世界的にこの問題に対処する体制構築が進展する。

(4) また、人身取引については、我が国において現実に発生している重大な犯罪及び人権侵害であり、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて関係省庁との緊密な連絡の下、また、関係国との緊密な連携の下取り組むことは、この問題に包括的に取り組むため有効である。

【施策の効率性】

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算と人的資源の下、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いることは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で、効率性の観点からも適当である。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢にないことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要である。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指す

しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「国際テロ対策協力」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に CBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロ対策セミナー及びテロ防止国連条約締結は、対象国から高い評価を受けている他、実施に当たって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。また、各種テロ協議においては、我が国がテロ対策協力を進めるにあたって必要となる情報の交換や政策調整が行われている。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連改革の一環として設立された平和構築委員会において我が国は議長を務めるなど主導的立場で行動した。また、国連分担率に関する交渉において、我が国は、加盟国中最大の分担率の引き下げ(マイクス2.844%)を達成した。更に、安保理改革については、我が国は、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運の維持に貢献した。右に挙げた諸点で施策が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

邦人職員の増強に関しては、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

国際社会における人権の保護・促進を効果的・効率的に行うために、我が国は、初代理事国として新設された人権理事会の機能強化に向けて、既存の手續やメカニズムの見直し等を含む制度構築の議論に積極的に参加しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

限られた資源の中、国際的枠組みの会合への積極的な参加を通じた法的枠組みの強化、人身取引対策の施策の浸透等の点で施策が目標達成に向けて進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も更に強化して実施していく。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化のための貢献、予防外交への取組促進のための貢献、ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

(3) その他「平和協力国家」として必要な取組を行っていくこと

世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、我が国が国際社会において一層責任ある役割を果たしていくために、我が国がこれまで行ってきた上記の取組に加え、アジア太平洋や中東地域以外の地域についても国際社会全体が平和維持・回復のために行っている活動に我が国として必要と考えられる貢献を強化していく。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際社会における平和構築への関心の高まりに対応するため、我が国の平和構築政策の実施とそ

の体制整備の更なる強化・促進を図る。

4. 「国際テロ対策協力」について

平成 19 年度に引き続き、自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。更に、平成 20 年の安保理非常任理事国選挙に立候補を表明しており、同選挙での当選を目指す。加えて、平和構築委員会の活動の強化、定着に引き続き積極的に貢献する。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

我が国の人権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進するため、人権理事会理事国選挙において再選をめざす(平成 20 年 5 月改選予定)ほか、同理事会において初めて導入される普遍的・定期的レビュー(UPR)を成功させるよう、尽力する。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

民主主義についても、引き続き民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めていく。

国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種の基金等の活動を引き続き支援していく。また、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行う。

今後、国連の人権フォーラム等において、ハンセン病差別問題に関する人権啓発活動を積極的に推進していく。

第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会を継続していく。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

我が国未締結の条約の締結のため引き続き努力するとともに、犯罪防止に関する国際的な連携・協力分野でのより積極的なイニシアティブに努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

平成 19 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきている会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者とのより積極的な連携の強化が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成の他、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を従来以上に実施することができた。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

我が国は、第 14 回 ARF 閣僚会合を始めすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二

国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標の達成に向けて進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進に関し、関係省庁との連携の下、従来からのゴラン高原での取組に加え、東ティモール、ネパール、スーダン、イラクといった多様な地域に、軍事監視要員や文民警察から選挙監視要員に至る多彩な要員の派遣や物資協力を行うなど、平成 18 年度に引き続き近年稀に見るほど多くの事案に積極的な貢献を果たすことができた。

(2) 国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進等に関し、その必要性について様々な提言がなされつつも、必ずしも十分な進展が図られていなかったが、平成 18 年 12 月に内閣に設置された関係省庁連絡会議とも連携を図りながら、平成 19 年 9 月、外務省のイニシアティブの下で、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を立ち上げた(予算:約1億8千万円)。初年度事業委託先として国立大学法人広島大学を選定し、日本(15名)及びアジア(ASEAN などから 14 名)の文民を対象とし、国内研修、海外実務研修、就職支援を 3 本柱とする事業を実施したところ、日本人研修員の多くは平和構築分野関連国際機関・NGO 等に就職が決まるなど成功裡に終了した。今後、これら研修員が本事業で習得した知見を生かし同分野で活躍していくと思われる。

4. 「国際テロ対策協力」について

(1) 我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならないという立場から、設備・機材の整備等に関する資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODA を活用しつつ途上国のテロ対処能力向上支援を実施している。各種テロ対策関連セミナー開催への研修員の受入れ及び専門家の派遣等によって知見・経験を共有し、対象国のテロ対処能力向上に貢献した。

(2) 国連、G8 等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実効的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献している。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

我が国は、戦後設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、改革の機運を維持することに貢献した。また、平和構築委員会では、平成 19 年 6 月より 2 代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積極的に協力・貢献した。

また、邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標(平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増(671 名))は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。なお、平成 19 年度の具体的な成果は以下のとおり。

(1) 外務省国際機関人事センター HP を中心に、オンライン上で行っている国際機関就職に係る情報提供等の利用者が増加傾向にある。

(2) 国連等国際機関における邦人職員数(各年 1 月 1 日現在)が増加傾向にあり、平成 20 年には、698 人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 我が国は、国際社会の人権の保護・促進の状況について、

(イ) 国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加し、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

また、第4回民主主義共同体閣僚級会合(平成19年11月、於:マリ)に我が国より有馬龍夫政府代表が参加したほか、本邦において「日本の人権・民主主義外交の課題と展望」シンポジウム及び「NGOによる民主化支援セミナー」(いずれも平成20年2月、於:東京)を開催した。

(ロ) 人権対話のほか、ハイレベルの二国間会談等を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

(2) 国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。また、国際的なルール作りに積極的に参加するほか、「紛争下の児童」安保理公開討論や国連子ども特別総会フォローアップ記念会合において、児童の権利の保護・促進につき積極的に発言を行った。さらに、平成19年9月、ハンセン病差別問題に関する人権啓発活動のため、笹川陽平日本財団会長に「ハンセン病人権啓発大使」を委嘱した。

(3) 主要人権条約の履行については、平成19年5月、拷問等禁止条約の政府報告審査を初めて受け、また、平成19年9月の国連総会において、高村外務大臣が、障害者権利条約(仮称)の署名を行った。

(4) 国内における難民認定者及びその定住策の支援状況

(イ) 条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。

(ロ) 平成19年9月に、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を立ち上げ、第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会をこれまで4回開催した。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

多様な国際的枠組みの会合に積極的に参加し議論のとりまとめに貢献したこと、人身取引対策についても政府協議調査団の派遣や国連を通じたプロジェクト支援を実施したこと等は目標の達成に向けて着実な進展があったことを示している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会総理施政方針演説	平成20年1月18日	・日米同盟と国際協調を基本に、(中略)世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、国際社会において責任ある役割を果たします。 ・平和構築分野での協力を更に進めるため、我が国が人材育成や研究・知的貢献の拠点となることを目指します。 ・「平和協力国家」としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることが必要です。そのため、安保理常任理事国入りを目指し、国連の改革に取り組みます。

<p>第 169 回国会外務大臣外交演説</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>・我が国はこれまで、世界の平和と繁栄の実現を目指して、(中略)PKOをはじめとする国際的な平和活動にも積極的に参加してまいりました。さらに、今年度からは平和構築の分野における人材育成のためのパイロット事業を開始しました。国連では現在、平和構築委員会議長も務めています。また、平和維持活動能力の向上を目的として、アフリカのPKOセンターに対する支援も決定しました。</p> <p>我が国は、平和な世界を創るために、こうした活動に一層積極的に取り組んでまいります。</p> <p>・先の国会では、補給支援活動特別措置法が成立しました。これは我が国が、国際社会による「テロとの闘い」に引き続き責任を果たしていく決意を改めて示したものです。</p> <p>・国際の平和と安全の維持につき重要な役割を担う国連安全保障理事会の改革の早期実現は、喫緊の課題です。我が国が国際社会において一層の貢献を行えるよう、早期の安保理改革の実現と我が国の常任理事国入りを目指してまいります。</p>
<p>平成 20 年度我が国の重点外交政策</p>	<p>平成 19 年 8 月</p>	<p>我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化</p>

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

施策名	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	政策体系上の位置付け
	(政策評価書[施策レベル評価版] 233 頁)	基本目標 分野別外交 - 2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
施策の概要	<p>大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散 - 2 - 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化 	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 2 「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 2 - 2 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について</p> <p>核兵器を含む大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。</p> <p>2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について</p> <p>地雷や小型武器などは、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後における復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急課題となっている。また、テロリストや国際犯罪組織等への武器の非合法取引を阻止することは、我が国の安全保障の強化や治安の確保にもつながる。武器輸出三原則等を堅持する我が国の平和外交の一環として、また、主要ドナーとして、国際的枠組の普遍化・強化や被害国への支援において貢献していく必要がある。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について</p> <p>北朝鮮・イランの核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現在、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。</p> <p>2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について</p> <p>(1) 広範に流通・拡散するおそれのある通常兵器の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国連等における国際的な枠組の普遍化・強化が有効。</p> <p>(2) 対人地雷・小型武器対策支援は、実際の被害の削減に直接寄与し、また、国際的枠組の実効性を担保する役割を果たす。</p>	

【施策の効率性】

1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について

施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段であって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について

限られた人的資源及び予算の中、出席する国際会議を厳選し各会議で提案・発言するとともに、現場におけるプロジェクトを推進でき、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について

軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成状況を踏まえ、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について

武器貿易条約の議論への参加、小型武器及び特定通常兵器使用禁止制限条約の会議への出席、フォローアップも含め我が国の取組を引き続き強化していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について

国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、BWC、CWC、IAEA追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。

2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について

(1) 国連総会で、我が国が南ア、コロンビアと共に提出した小型武器決議案が採択され、平成 20 年7月の隔年会合の開催・議題につきコンセンサスが形成される等、国際的枠組の強化において進展が見られた。

(2) また、対人地雷及び小型武器に関する現場プロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 166 回国会外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に取り組むことは、我が国が唯一の被爆国として自らに課した使命の一つです。
	第 169 回国会外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	国際社会の平和と安定の維持・増進のため、そして唯一の被爆国として、核兵器不拡散条約を基礎とした国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に努めます。

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

<p>施策名</p>	<p>原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力 (政策評価書[施策レベル評価版] 249 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 分野別外交 - 3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力</p>
<p>施策の概要</p>	<p>原子力の平和的利用を促進し、及び国際的な研究・開発を推進・強化し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3 - 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 - 3 - 2 科学技術に係る国際協力の推進 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 3 「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3 - 1 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 3 - 2 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について</p> <p>国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ(3S)を確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献することが必要である。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。</p> <p>2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について</p> <p>各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することで、科学上の課題に対するより効率的・効果的な取組を可能とし、科学技術の発展を促進するために、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要性がある。これらの科学に係る外交を通じて我が国の技術力を確保すると共に、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、我が国の指導力を発揮する効果が期待される。また平成 18 年から5年間を対象とする我が国の第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、同計画を策定した総合科学技術会議でも「科学技術外交の強化」の議論が行われ、この面で外務省が果たす役割への期待も高まっている。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について</p> <p>二国間原子力協定の作成は、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上で有効である。また、沿岸国政府との協議等の施策は、円滑な放射性物質輸送を行う上で有効である。新たな原子力技術の開発に貢献し、国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献することは、3Sの確保を大前提に原子力発電を国際的に推進する上で効果的である。</p> <p>2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について</p> <p>科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するために二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるとともに、イーター事業や国際宇宙基地(ISS)、統合国際深海掘削計画(IODP)など一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトや、北</p>	

太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)等の多国間協力、国際科学協力センター(ISTC)など国際社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、更には宇宙等の新たな分野でのルール作りに参加するなど、外交面で多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要かつ有効である。また、平成 19 年 6 月の「イノベーション 25」の閣議決定に当施策関連事項(科学技術外交の強化)が含まれるなど、本施策の重要性、有効性が指摘されている。

【施策の効率性】

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

放射性物質輸送、二国間協定、原子力発電に関する多国間の枠組み作り、医療分野における原子力の適用等に係る協議を行う際、適当な場合には TV 会議当を利用した効率的な対応を取ったところ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係省庁の果たす役割が大きいことから、関係他府省庁との適切な役割分担の結果、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内で関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

我が国原子力を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

イーター機構とプロードラー・アプローチ活動の円滑な活動を確保するための外交活動に積極的に取り組む。また宇宙に係るルール作りに関与するとともに、ISS 計画の進展に向け関係国との調整を進める。更に、国際科学技術研究開発協力分野における調査や省内関係局課室の効果的連携、その他の手段を活用しつつ、科学技術外交の強化に取り組む。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 原子力の平和的利用を促進し、及び国際的な研究・開発を推進・強化し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

平成 19 年度は、新たな二国間協定の締結に向けて交渉を開始すると共に、そのための国内調整を実施した。また、原子力の平和利用及び核セキュリティ強化等に関する新たな国際的な取組の推進に貢献することができた。核テロリズムの行為の防止に関する国際条約締結につき国会で承認を得た。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

(1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、新たにスイスとの間で科学技術協力協定を締結した。

(2) 核融合分野においては、イーター国際核融合エネルギー機構設立協定、日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定等の発効と活動開始に至ることができた。

(3) 国際科学技術センター(ISTC)では米、EU 等他の支援極と協調し、安定的に支援を継続した。

	<p>(4)宇宙分野においては、宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地(ISS)計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。</p> <p>(5)国際科学技術研究開発協力分野における調査を実施し、今後の政策立案のための有益な情報が得られた。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第169回外交演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>核不拡散・原子力安全及び各セキュリティを前提として原子力協力を推進してまいります。</p>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省経済局

施策名	国際経済に関する取組	政策体系上の位置付け
	（政策評価書[施策レベル評価版] 261 頁）	基本目標 分野別外交 - 4 国際経済に関する取組
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4 - 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 - 4 - 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組 - 4 - 3 重層的な経済関係の強化 - 4 - 4 経済安全保障の強化 - 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 4 「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 4 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 4 - 3 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 4 - 4 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 4 - 5 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について</p> <p>我が国はこれまで GATT/WTO の多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易が可能となり、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現することは、我が国の繁栄及び世界経済の発展、途上国の開発の促進に必要な施策である。加えて、WTO 加盟国間の貿易紛争解決のために紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。</p> <p>我が国は、我が国の貿易の 4 割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化及び円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。</p> <p>2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について</p> <p>G8 サミットと OECD は、ともに国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ会議、機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するために積極的に参画する必要がある。</p> <p>(1) G8 サミットではその時々最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済をはじめとした国際社会の課題を常に取り扱い、大きな影響力を持っている。そのため、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済等の枠組みを強化するためには、G8 サミットに積極的に参加し貢献する必要がある。</p> <p>(2) (イ) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易・投資の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査(ピア・レビュー)やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行</p>	

う等の先導的役割を果たすことにある。

(ロ)このような OECD の機能を積極的に活用し、我が国にとり望ましい国際環境をつくる必要がある。このため、OECD の各種の会議に、パリの我が国常駐代表部や本国より担当者を派遣し、積極的に議論に参加してきた。

(ハ)グローバル化が進展し、また、中国、インド、ブラジルといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、OECD 自身の価値を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルールづくり、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

(イ) APEC はアジア太平洋地域の 21 の国・地域(エコノミー)が参加し、世界の人口の約4割、GDP の約55%、貿易量の約45%を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約3分の2を占めており、APEC の域内貿易率は約7割に達するなど、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や共通の価値観の共有を促進することが重要な課題。

(ロ)このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(2) ASEM

(イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(ロ) 経済分野では、気候変動・環境問題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM 各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢、テロ、感染症等のグローバルな課題について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。

(ハ) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア側参加各国間の協力関係を強化し、将来の共同体形成も視野に入れたアジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(3) EU

EU との関係については、平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」を着実に実施する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU 間の双方向の直接投資促進のための施策を実施する必要がある。我が国と EU は、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存しており、例えば、エネルギー資源はその8割以上を海外からの供給に頼っている。また、食料に関しても、日本の自給率(カロリーベースで約4割)は米、英等主要な先進国の中で最低水準にある。さらに漁業についても、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、資源の安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組み作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

(2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。さらに、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底

資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。

- (3)海賊等の脅威が引き続き深刻であること、また、食料・原油価格の高騰、一部の国における資源の国家管理の強化に見られるような現在の国際エネルギー情勢及びグローバルなエネルギー市場の進展を考慮すると、こうした経済安全保障分野の取組を強化していく必要がある。

5.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

- (1)近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。
- (2)グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。
- (3)対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらず等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

【施策の有効性】

1.「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

- (1)ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現する上で必要である。また、積極的に交渉に取り組み、包括的かつバランスのとれた交渉成果を達成することは、我が国の利益を確保する上で有効である。
- (2)近年、WTO加盟国数の中で途上国の割合が増加(153か国のうち約5分の4)しており、途上国の同意なくしてWTOの決定を行うことは困難となっている。途上国の多角的貿易体制への統合を促進するための支援策として我が国が平成17年12月に発表した「開発イニシアティブ」を着実に実施していくことは、多角的貿易体制の信頼性を維持・強化していく上で有効である。
- (3)WTO紛争解決制度は、WTO体制に信頼性・安定性をもたらず柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。
- (4)我が国と各国のEPA交渉は着実に進展しており、たとえば日・チリEPAは平成19年9月3日に、日・タイEPAは同年11月1日に発効し、それぞれ往復貿易額の約92%及び約95%の関税が10年以内に無税となる。また、日・ブルネイEPAは平成19年6月に、日・インドネシアEPAは同年8月に署名に至り、ASEAN全体とのEPAについては、我が国は平成20年3月に署名した。湾岸協力理事会(GCC)、ベトナム、インド、豪州及びスイスとのEPA/FTA交渉も推進しており、これらの現在進行中のEPA/FTA交渉においても、高い水準の自由化と幅広い分野を取扱うことを目指している。平成16年11月以降、交渉が中断している韓国とのEPAについては、平成20年2月の日韓首脳会談において、交渉の再開につき検討していくこととなった。このように、EPA交渉の着実な進展により、WTOを補完する二国間/地域的な経済的枠組みが構築されつつある。
- (5)EPA交渉相手国・地域は「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて選定した上で、政府一体となって経済連携を推進しており、我が国の経済的利益の確保と、相手国・地域との政治的パートナーシップの強化を目指している。

(6)また、投資章を含む EPA 及び二国間投資協定(BIT)の締結は、相手国における投資環境の透明性の向上、投資保護などを通じ、投資の自由化及び円滑化が促進され、我が国の利益を確保する上で有効である。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) G8サミットは、その時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済を始めとした国際社会の課題を常に取り扱うものであり、G8諸国間の取組は国際社会全体へ大きな影響力及び実効性がある。よって、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済の枠組み(ルールメイキング)を強化する上でも積極的に参加し貢献することが有効である。

(2)(イ)ルールメイキング及び政策協調への参画

OECD におけるルールメイキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

(ロ)非加盟国協力活動の支援・促進

OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めるとや、投資環境改善等の政策を実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より、また世界標準の対等な競争環境を整備することを通して我が国企業の利益となるとの観点より有効である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対し APECメンバーが協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(2) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。なお、近年、ビジネス界との連携を強化しており、引き続き定期的にビジネス界からの提言を受け、政策への反映に努める。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1)エネルギー・鉱物資源

現在の国際エネルギー・鉱物資源情勢においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、中国、インド等経済新興国のエネルギー需要が増大し、また、原油を始めエネルギー・鉱物資源価格がかつてないほど高騰し、一部の資源生産国において資源の国家管理の強化の動きが見られる。このような状況の中、我が国がエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、日本のエネルギー安全保障を強化するために、需要面では、省エネ及びエネルギー効率の向上の世界への伝播を通じた需要の抑制や天然資源の節約、再生・代替利用を行うことが有効である。また、供給面では、生産国との関係強化、輸送路の安全確保、投資の拡大等を推進し、更に供給途絶等の緊急時対応として国際社会における石油備蓄制度の導入促進と協調的備蓄放出制度の整備・運用を図ることが有効である。

(2) 食料問題

我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との協力関係の促進等に取り組むことが有効である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が有効である。

(イ) 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際的協力の推進

(ロ) 国際捕鯨委員会(IWC)における持続可能な利用を支持する加盟国との協調、持続可能な利用の原則支持への積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」(米、豪等)との対話

(4) 海洋問題等

(イ) 航行の安全

我が国は、エネルギー資源の輸入のほぼすべてを海上輸送に依存し、特に石油は大半が東南アジアの海上を通過している。アジアにおける海上の安全確保は、日本の海上輸送にとって重要なだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも極めて重要である。

(ロ) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益(海洋資源等)の確保

海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所及び「大陸棚の限界に関する委員会」への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参加を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が有効である。また、我が国の大陸棚延長申請作業に関連し、国連等からの情報収集、関連会議への対応が有効である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備を推進している。

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を築くことが期待できる。また、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進し得る。また在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することが期待できる。

(2) 日本企業支援の現状

日本企業支援をより効果的に行うため、平成 11 年に策定した「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を平成 17 年 12 月に改訂し、これまで以上に積極的な対応をできるようにしている。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担するためのガイドラインも策定している。さらに、平成 18 年に一部公館(タイ、インド、チリ)に設置された「日本企業支援センター」を、平成 20 年度中に中国(広州)及びベトナム(ホーチミン)にも設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化する予定である。

(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成 19 年末の対日直接投資残高は、前年末から 2.3 兆円余伸び、15 兆円となった。

【施策の効率性】

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた資源の中、我が国は主要国の一員として WTO の交渉プロセスに積極的に関与し続けており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数の EPA が発効または署名に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成のためには、二国間の枠組みだけでは解決が困難なことも多く、G8、OECD をはじめとしたマルチの枠組みへ参画し、活用することが必要である。

ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

今後の地域経済統合のあり方に指針を与える地域経済統合に関する報告書が承認されるなど、地域連帯の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

様々なレベルでの議論を踏まえ、個別具体的な課題についての協力が進展し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EU

日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU 間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目標達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「経済安全保障の強化」について

限られた資源の中、エネルギー安全保障、食料安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が目標の達成に向けて進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、目標達成に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組む。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア包括的経済連携構想(ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)、東アジア自由貿易圏構想(ASEAN 構成国及び日中韓)や、アジア太平洋の自由貿易圏構想(FTAAP)の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、今後は EPA に加え、二国間で機動的に対応できる法的枠組みとして、相手国の実情と我が国の国益に合致した形での経済的な連携の強化を推進していくため、今後 BIT をこれまで以上に戦略的に活用し推進していく。そのため、我が国企業のニーズに応えることを主眼とし、BIT 締結相手国・地域をより戦略的な優先順位をもって検討していく。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

平成 20 年 11 月の首脳・閣僚会議で、APEC の新たな進展・成果を盛り込むべく、具体的な取組をより進展させる。

(2) ASEM

平成 20 年 10 月に開催される第 7 回首脳会合(於:北京)に関する取組に重点を置きつつ、アジア欧州財団(ASEF)との協力等具体的な協力を引き続き進展させる。

(3) EU

日・EU 間の協議、二国間の協議、各種レベルでの人的交流の推進等を通じて双方向の貿易・投資の促進を図っていく。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1)世界的なエネルギー・鉱物資源需要の増大や一部の資源生産国において資源の国家管理強化の動きが見られる情勢の中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保すべく、二国間や多国間の対話・協力、国際的機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2)我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む予定。

(3)マグロ漁業、捕鯨、航行安全等への国際的協力、200 海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。なお、海洋問題については、近隣国との境界画定問題や国連海洋法条約の実施等法的問題への取組を強化する観点から機構要求を行う予定。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1)知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

(2)更なる日本企業支援体制充実のため、「日本企業支援センター」を拡充する。

(3)平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約 5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

平成 19 年 1 月に本格的に再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉において、我が国は、農業、非農産品市場アクセス(NAMA)、サービスのみならず、ルール、貿易円滑化等を含め、包括的で全体としてバランスのとれた成果を得て、交渉が早期に妥結するよう、積極的な取組を進めた。また、貿易を通じた開発問題に関しては「開発イニシアティブ」ハイレベルミッションの派遣を含め、「開発イニシアティブ」を着実に実施するとともに、平成 19 年秋に行われた WTO の下での一連の「貿易のための援助(AFT)」プロセスに積極的に参加した。さらに、我が国は WTO 紛争解決制度の下で多くの紛争案件に関与した。

経済連携協定(EPA)については、日・メキシコ追加議定書が平成 19 年 4 月に、日・チリ EPA が平成 19 年 9 月に、日・タイ EPA 及び日・シンガポール EPA 改正議定書が平成 19 年 11 月に発効し、日・ブルネイ EPA は平成 19 年 6 月に、日・インドネシア EPA は平成 19 年 8 月に署名、ASEAN 全体との EPA については、我が国は平成 20 年 3 月に署名に至る(4 月 14 日までに日 ASEAN 全ての国が署名を完了)など、多数の EPA 交渉において目標の達成に向けて相当な進展があった。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1)G8 については、我が国は平成 18 年度に行われたサンクトペテルブルク・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成 19 年度のハイリゲンダム・サミットにおいても積極的に議論に参

加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に気候変動問題において、日本の提案した内容を軸に議論が行われ、「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量について少なくとも半減することなどを真剣に検討する」ことで具体的にG8首脳の合意が得られた。

(2)OECDでは我が国は、閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的に取り組み、これら諸国とも関係を強化した。特に、新たにOECDへの加盟を検討する候補国の選定につき、現加盟国間で議論が必ずしも一致しなかった中で、ロシア等5か国に絞って今後加盟審査を進める決定を得ることができた。

これらにより国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け、当初の想定以上に進展した。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1)ポータル目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献することにより、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。

(2)ASEMの各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。

(3)日・EU間の協議及び欧州各国との二国間の協議を通じて民間側の要望を十分に吸い上げつつ、日・EU経済協力関係を強化し、共通の課題への対応を推進した。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

(1)二国間対話を通じて生産国との関係強化を図った他、G8の枠組みや国際エネルギー機関(IEA)等を通じて消費国間の協力を推進すると共に、国際社会の連携を一層強化することができた。また、エネルギー需要が急増するアジア地域を中心として、東アジア首脳会議(EAS)及びAPEC首脳会議等を通じて、エネルギー効率向上に向けた地域的な取組が進展した。

平成20年3月に、海外の重要な資源獲得案件を政府全体で支援するための指針として、資源確保指針を策定し、閣議了解された。

(2)FAO(国際連合食糧農業機関)を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。一次産品については、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。

(3)平成19年6月に行われた「大陸棚の限界に関する委員会」委員選挙において、我が国が指名した玉木賢策東京大学大学院工学系研究科教授が再選された。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1)模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成19年10月に日本、米国、EUなどから関係国との集中的な協議開始を発表することができた。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力が強化された。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を強化することができた。

(2)ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で、世界各地において具体的な成果が見られた。

(3)平成19年末の対日直接投資残高は前年末から2.3兆円余伸び、15兆円となった。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 168 回所信表明演説(福田総理)	平成 19 年 10 月 1 日	(平和を生み出す外交)WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に努めてまいります。
	第 169 回施政方針演説(福田総理)	平成 20 年 1 月 18 日	<p><第三 活力ある経済社会の構築> (開かれた日本) 第二は、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開であります。世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。</p> <p><第四 世界の平和と発展に協力する外交の推進> (「平和協力国家日本」) 四方を海に囲まれた我が国として、新たな「海洋立国」を目指し、政府一体となって、大陸棚調査を始めとする海洋施策を総合的に推進します。</p>
	第 169 回外交演説(高村外務大臣)	平成 20 年 1 月 18 日	<p>(近隣諸国との関係強化) ASEAN の結束と繁栄は、東アジア地域全体の安定と繁栄にとって重要な推進力です。先般、日本・ASEAN 包括的経済連携協定の交渉が妥結しました。今後は、協定の早期発効に向けて努力していきます。また我が国は、ASEAN の一層の発展と繁栄のため、メコン地域開発を通じた域内格差是正や人材育成支援等を通じて、ASEAN の統合努力を力強く支援してまいります。</p> <p>インドや豪州との間でも、安全保障面や経済連携協定交渉を含め、引き続き幅広い分野で関係を強化します。</p> <p>(国際経済体制の強化と国際社会における「法の支配」)多角的貿易体制の強化は我が国にとって死活的な利益です。WTOドーハ・ラウンド交渉は、農産物、非農産物に関する関税等の引き下げ方式に合意できるかどうか、という決定的に重要な局面を迎えています。早期妥結に向けて、引き続き積極的に交渉に参画し、バランスのとれた交渉結果が得られるように政府一丸となって全力で取り組んで参ります。</p>

	平成 20 年度 重点外交政策	平成 19 年 8 月	(4)グローバル化への対応と国際ルールの強化 WTO を中心とする多角的貿易体制の維持・強化 及び EPA/FTA の推進(知財保護強化を含む。)
--	-----------------	----------------	---

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省国際法局

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 299 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標 分野別外交 - 5 国際法の形成・発展に向けた取組
施策の概要	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5 - 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 - 5 - 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 - 5 - 3 経済分野における国際約束の締結・実施 - 5 - 4 社会分野における国際約束の締結・実施 	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 5 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 5 - 3 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 5 - 4 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について</p> <p>今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映しつつ、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国際法の発展に主体的に関与していくことは、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。</p> <p>2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について</p> <p>(1) 日朝・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。</p> <p>(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。</p> <p>3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について</p> <p>(1) WTO ドーハ・ラウンド及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。</p> <p>(2) 二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定、二国間での二重課税の回避等を目的とする租税条約、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。</p>	

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容に我が国の国民の利益や関心を十分に反映させることが必要である。

この意味で、特に多数国間条約作成交渉において、各国がそれぞれ近隣国等との連携を強め、地域間交渉の様相を呈している中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力分野の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

【施策の有効性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、国際法の最新の動向を踏まえることが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにするのが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、WTO の紛争解決手続に付される事案は増加の一途であり、「WTO の司法化現象」とも言える状況で法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国が当事者として有効な主張・立証を行うことに資する。

(2) EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(3) 経済分野の多数国間条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生じる場合が多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。また、投資協定や租税条約、社会保障協定などの二国間の国際約束の作成・締結により、海外における経済活動を保護・促進していくための法的基盤が提供される。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

社会分野の国際約束は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。また、我が国はこれまで気候変動問題に関して京都議定書の作成においてリーダーシップをとる等国際的ルール作りに積極的に関わってきたが、2013年以降の枠組みの在り方など国民生活に強い影響を与える国際的な規範形成の場面において我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

【施策の効率性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱い外交実務上の必要に直接応えるように配慮しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

六者会合や日朝協議の開催、APEC の際の日露首脳会談等の開催、「日米軍事情報包括保護協定」、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出並びに香港及びロシアとの刑事共助条約交渉の実施等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際にとられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

EPA/FTA の分野、その他の経済分野での国際約束ともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、原則として条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせること等により、施策の目標に向け大きく進展しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

施策の目標(1)多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること、及び(2)国民生活に影響を与える様々な経済分野での国際的ルール作りへ参画すること及び日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進することにつき、引き続き対応していく必要がある。FTA/EPA のみならず、その他の国際約束についても、交渉段階から十分な体制で関与していく必要がある。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

施策の目標(国民生活に影響を与える様々な社会分野での国際的ルール作りへ参画すること)の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

- (1) 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程及び関連国内法が平成 19 年の4月に国会において承認・可決され、10月から我が国が正式に ICC の加盟国となった。さらに、11月の裁判官補欠選挙において齋賀富美子候補が第1位で選出されるなど、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを確保でき、新たな国際法規形成への寄与に対して当初の想定と比べて相当な進展があった。
- (2) 平成 19 年7月、我が国はロシアによる日本漁船拿捕事案計2件を国際海洋法裁判所 (ITLOS) に提訴し、本件紛争を国際法に従って平和的に解決した。また、こうした国際裁判所の積極的利用により、海洋に関する国際法の発展と国際裁判制度への信頼性向上に寄与し、目標の達成に向けて当初想定した以上の進展があった。
- (3) 国際物品売買契約条約 (ウィーン売買条約) を平成 20 年2月の閣議決定により国会に提出し、同条約の締結に向けて着実な進展が得られた。
- (4) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題につき国際法に基づく外交政策を展開することができた。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

第6回六者会合において第二段階における措置について議論が行われ、会合の成果文書として「共同声明の実施のための第二段階の措置」が発表されたこと、APEC の際の日露首脳会談等において平和条約交渉について具体的な進展が得られるよう一層努力していくことで一致したこと、日米間で相互に提供される防衛関連情報を適切に保護するための手続等について定めた「日米軍事情報包括保護協定」を締結したこと、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を国会に提出したこと等、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があった。また、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出並びに香港及びロシアとの刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け当初の想定以上の成果があった。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

平成 19 年度においては、各国との EPA (経済連携協定) 締結を始め、経済分野における国際約束の締結・実施面で、想定したとおりの進展があった。

- (1) 平成 19 年度においては、各国との EPA 締結に向けた動きが更に加速され、計3本の協定及び改正議定書が発効に至り、2本の協定が国会承認手続に入った。また、我が国として初めて多国間で締結することとなる ASEAN 全体との EPA についても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調に進展した。
- (2) 国民に影響を与える経済分野でのその他の国際約束や、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定についても、平成 19 年通常国会での承認 (計5本) や平成 19 年臨時国会及び平成 20 年通常国会への提出 (計8本) を円滑に進めることができた。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

国民生活に影響を与える社会分野での国際約束につき、平成 19 年度には3本の条約が国会で承認され、我が国周辺海域の海洋汚染を防止し、及び世界の海洋環境を保全するための国際協力を増進する「ロンドン条約 1996 年議定書」等が締結された。また、平成 20 年通常国会には、マグロ類資源の保存及び利用のための国際協力を増進し、我が国のカツオ・マグロ漁業の安定的な発展に寄与する「全米熱帯まぐろ類委員会強化条約」等3本の条約を提出するなどの進展が見られた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 169 回国会外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	「国際社会の平和と繁栄の実現のためには、国際社会における「法の支配」の確立が求められており、国際裁判制度の活用などを通じ積極的に貢献していきます。」
	第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」</p> <p>「在日米軍再編については、抑止力維持と負担軽減という考え方を踏まえ、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾けつつ、地域の振興に全力をあげて取り組みながら、着実に進めてまいります。」</p> <p>「ロシアとは、関係を高い次元に引き上げるべく領土交渉を促進するとともに、幅広い分野での交流を進めます。」</p> <p>「北朝鮮に対しては、六者会合などの場を通じ、関係各国と連携して核の放棄を求めていきます。また、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、不幸な過去を清算し日朝国交正常化を図るべく、引き続き最大限の努力を行ってまいります。」</p> <p>「世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO 交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。」</p> <p>「日本の空の自由化・・・を目指します。」</p> <p>「北海道洞爺湖サミットは、我が国の環境問題への取組を世界に発信する大きなチャンスです。2050 年までに温室効果ガスの排出量を半減させる長期目標を、経済成長と両立しながら実現することを目指し、議長国として、すべての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み作りを主導してまいります。」</p> <p>「地球環境問題に国際社会全体で取り組んでいく動きを後押しするため、途上国支援や環境被害対策、先端技術の開発といった各国共通の課題に対し、資金面はもちろんのこと、人的・技術的な面でも貢献していきます。」</p>

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省国際情報統括官組織

<p>施策名</p>	<p>的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 323 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 分野別外交</p> <p>- 6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 在外公館に対する情報収集指示と情報収集活動強化のための措置。</p> <p>(2) 情報収集手法の開拓及び整備。</p> <p>(3) 情報分析能力強化のための諸措置の実施。</p> <p>(4) 分析要員のための研修等の実施。</p> <p>(5) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 在外公館に対する情報収集重点の指示、在外公館職員による任国内外への出張、新たな情報源の開拓等により、的確な情報収集に向けて想定された成果があった。</p> <p>(2) 外部有識者等の知見の一層の活用、職員のための研修、諸外国との協力等により、情勢分析ペーパーの質・量の向上を図ることができた。</p> <p>(3) 官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフ機会の拡大により、外交政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>(1) 複雑かつ流動的な国際情勢の中で、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための戦略的な外交を展開するためには、外交政策の決定者が国際情勢に関する正確な情報を適時に把握することが不可欠。</p> <p>(2) そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備し、効率的に運用することにより、外交政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>(1) 的確な情報収集のためには、在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の問題意識を的確に伝えとともに、在外公館職員の任国内外への出張の増加等により情報収集活動を活発化し、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化することが必要。また、外部有識者等の知見の一層の活用、諸外国との協力強化等を実施することにより、情報分析能力を強化することが有効である。また、収集・分析のいずれにおいても、職員に対する研修を通じ、専門性の向上を図ることが有効である。</p> <p>(2) また、情報及び分析結果の政策決定ラインへの適時の提供を行うためには、官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフの実施や、これらブリーフィングへの政策部局の参加が有効である。</p> <p>【施策の効率性】</p> <p>予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸首脳や大臣をはじめ省内幹部に対する適時適切な情報提供を行っており、取られた手段は適切かつ効率的であった。</p>	

【反映の方向性】

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 情報収集及び情報分析能力の強化

- (1) 情報収集能力については、在外公館に対する特定重要テーマに関する本省側問題意識を提示することや、本省及び参加公館との情報の共有を通じて在外公館の情報収集活動を活発化した。また、在外公館において情報源を追加し、既存の情報源との比較・対象を可能とした。
- (2) 情報分析能力については、国内外の専門家との分析に関する意見交換の増大、関連情報のデータベースの更なる拡充、専門分析員の若干名の増加等の措置を講じた。

評価の切り口2: 外交政策の立案・実施への寄与の拡大

政策決定ライン(総理官邸を含む)への定期的なブリーフ機会を拡大し、またブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会外交演説 (麻生外務大臣(当時))	平成19年 1月26日	「主張する外交」とは、空威張りをしようというのではありません。何より情報の収集と分析の、更なる強化が不可欠です。
	第168回国会所信表明演説 (安部総理(当時))	平成19年 9月10日	官邸の司令塔機能や政府の情報機能の強化をはじめ、我が国の安全保障の体制を再構築する必要があります。
	第169回国会外交演説 (高村外務大臣)	平成20年 1月18日	山積する外交課題に適切に対処し、平和な世界を創るための取組を推進していくためには、情報の収集・分析能力の強化、情報防護体制の強化が不可欠であり、引き続き取り組んでまいります。

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省広報文化交流部

<p>施策名</p>	<p>海外広報、文化交流</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 329 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 広報、文化交流及び報道対策 - 1 海外広報、文化交流</p>
<p>施策の概要</p>	<p>海外向け広報の実施、国際文化交流事業の展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 - 1 海外広報 - 1 - 2 国際文化交流の促進 - 1 - 3 文化の分野における国際協力 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 1 「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 - 1 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 2 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 1 - 3 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「海外広報」について</p> <p>国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策(特に外交政策)及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。</p> <p>2. 「国際文化交流の促進」について</p> <p>国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、日本文化の紹介や日本語の普及等の国際文化交流を展開し、日本国民との間の相互理解を深めていくことが必要となっている。</p> <p>また、諸外国の国民が、特に「今」の日本の姿を理解するためには、伝統文化に加え、多くの諸国において広く受け入れられている我が国による文化交流が効果的であり、ポップカルチャーに対する理解が不可欠となっている。そのような我が国の新しい文化を紹介する施策を行うことが必要となっている。</p> <p>3. 「文化の分野における国際協力」について</p> <p>国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、対日理解を促進し、親日感を醸成するために、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、日本に対する良いイメージを形成する文化外交を展開する必要がある。</p> <p>また、いわゆる文化遺産は人類共通の財産ともなりうるものであり一度失われれば、回復することは難しい。よって、人類の貴重な財産たる各国の文化遺産を世代を超えて引き継ぐ責任を果たし、さらには新たな文化の発展に寄与するため、文化遺産の保存のための措置の推進等が必要である。</p>	

【施策の有効性】

1. 「海外広報」について

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成し、日本語の学習や日本研究を通じて我が国についてより深く理解する機会を作ることも極めて有効である。

3. 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力(文化無償資金協力)及び多国間協力(ユネスコ、国連大学を通じた協力)を通じ文化の分野での国際貢献を行うことにより、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献し、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすとともに、この分野における日本の知見を活かしつつ、世界各国における親日感の醸成を図ることが有効である。

【施策の効率性】

1. 「海外広報」について

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「国際文化交流の促進」について

限られた予算の中で、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を通じた親日層・知日層の形成が効果的に図られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「文化の分野における国際協力」について

限られた資源の中、文化無償資金協力の効果的な多数の案件の実施や我が国が推進するユネスコ関係条約の運用の具体化など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「海外広報」について

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処する必要がある。このため、有識者間での国際的な政策論議を我が国が主導するための各種取組を推進するため、政策発信力強化のための体制整備、有識者の派遣・招へいの拡充等に取り組む。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく広報活動を強化するとともに、「日本文化発信プログラム」「現代日本文化発信拠点(ジャパン・クリエイティブ・センター)」を新たに開始する。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく。

3. 「文化の分野における国際協力」について

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関して、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭におきつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を引き続き実施する。加えてきめ細かい対応を行うために、草の根文化無償やフォローアップ事業を積極的に実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 海外向け広報の実施、国際文化交流事業の展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「海外広報」について

(1) 事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。

(2) 英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 56% で、評価対象の 14 か国・地域中、ドイツと同率で最も高いなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成 20 年 2～3 月にかけ委託して実施した米国、ASEAN、ブラジルにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

2. 「国際文化交流の促進」について

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、周年事業の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。ポップカルチャーについては、第一回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」任命式を実施し、日本への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施できた。

3. 「文化の分野における国際協力」について

文化協力施策の目標は、人類の文化の更なる発展及び親日感の醸成等であるが、文化協力事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握するのは困難であり、周辺的なデータにより判断せざるを得ないが、総じて、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われている。よって、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	新たに日本への「留学生 30 万人計画」を策定し、実施に移す
	第 169 回国会外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	我が国の魅力や外交方針の戦略的かつ積極的な対外発信、日本語学習者の増加、知的交流及び国民レベルでの交流促進に取り組んでまいります。

第 166 回国会施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	アニメ、音楽、日本食など、日本の良さ、日本らしさにあふれる分野の競争力を強化し、世界に向けて発信する
第 166 回国会外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	日本の主張に耳を傾けたいと相手に思わせることが重要です。ポップカルチャー、サブカルチャーを活用することがふさわしい場合には、大いにそうすべきでしょう。日本語を学びたいという人々の意欲に応えなくてはなりません

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省大臣官房（外務報道官組織）

<p>施策名</p>	<p>報道対策、国内広報、IT 広報</p> <p>（政策評価書[施策レベル評価版] 347 頁）</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 広報、文化交流及び報道対策 - 2 報道対策、国内広報、IT 広報</p>
<p>施策の概要</p>	<p>海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開する上での環境を整備すること。次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 効果的な外国報道機関対策の実施 - 2 - 2 適切な報道機関対策・国内広報の実施 - 2 - 3 効果的な IT 広報の実施 	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 2 - 2 「目標の達成に向けて進展があった。」 - 2 - 3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について</p> <p>我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながるものである。そのために、外国メディアや報道振りについて情報収集・分析し、それらを踏まえた戦略的な情報発信、更にきめ細やかな取材協力や戦略的な記者招聘等を行うことが必要である。</p> <p>2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について</p> <p>国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、我が国の外交政策に対する国民の関心は益々高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の理解・支持を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策についての各種情報を適時に分かり易い形で提供するとともに、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。</p> <p>3. 「効果的な IT 広報の実施」について</p> <p>インターネットの普及等により、様々な情報が氾濫する中で、外交に対する国民の関心も高まっており、外交政策についての正確で迅速な情報提供が不可欠となっている。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について</p> <p>外国報道機関の我が国に対する理解を深め、ひいては海外における対日理解・親近感を醸成するために、外国報道機関に対し、我が国政府関係者により、様々な機会や形式を活用した情報発信（例えば、記者会見、インタビュー、プレスリリース等）が不可欠である。また、効果的に情報発信するためには、正確かつタイムリーな対日論調分析や、質の高い情報提供が効果的かつ有効であった。更に、記者招聘により、掘り下げた日本理解を促し、有力な外国人記者との関係の構築や維持が可能となった。</p> <p>2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について</p> <p>(1) 多くの国民は、メディアを通して、我が国の外交政策についての各種情報を入手している。外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を提供するとともに、適時に記者会見及び記者ブリー</p>	

フを実施し、報道発表を発出している。更にメディアにおいて我が国の外交政策について解説を行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報道を促すことが重要である。

(2)一方、メディアはその時々動きを主に報道することから、外務省が各種フォーラム、講演等の実施、パンフレット等の広報資料の作成・配布、定期刊行物への取材・編集協力等を通じて、我が国の外交政策を直接国民に対して、その背景・経緯も含めて丁寧な説明を行うことが不可欠である。

(3)また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。

(4)こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

外務省ホームページを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を提供し、外交政策への理解を促進することが可能となる。

【施策の効率性】

1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

記者会見、プレスリリースの発出等による情報発信は、特別な予算措置を伴わない少額の広報手段であり、得られた広報効果を考量すれば、施策の効率性は高い。また招聘記者についても、大多数の記者が帰国後に対日報道を行っていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動をも有効に活用し、相互に連携することで、効果的・効率的な国内広報・報道対策を実施できた。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

限られた予算の中で、外務省ホームページのトップページを改訂する等ユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い動画等も用いて分かりやすく迅速な情報提供に努めた結果、1日平均 48万件以上(ページビュー:日本語、英語、携帯版合計)のアクセス数を確保したことから、取られた手段は適切かつ効果的であった。

【反映の方向性】

1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

グローバル化乃至情報化時代と言われる今日、外国メディアが国際世論に与える影響は甚大である。特に、在京特派員の数が増え続ける中で、対日論調の偏向が懸念されており、対外発信の一層の強化の必要性が叫ばれている。また平成 19 年度の政策評価結果をふまえ、引き続き効果的な外国報道機関対策の実施が不可欠であるとの考えに基づき、平成 20 年度には、メディア対応能力強化のためのメディアトレーニング実施、戦略的対外発信を実現するための本省・在外間の連携を強化するための出張経費、論調分析員雇用費を予算化して対応している。

平成 20 年度の基本方針(重点外交政策)

1. 戦略的対外発信のための抜本的体制強化

本省・在外公館幹部のメディア対応能力強化

本省と在外間との連携強化

各国・地域における対日論調分析の強化

2. 戦略的な対外発信のためのツールの多様化

分析データに基づくメディア対策の推進

記者招聘外交の強化

取材協力の強化

2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を図るべく、引き続き適時・適切な報道機関対策・国内広報に努める。その際、インターネット利用者の増加やフリーペーパーといった新たな媒体の出現等、国民の情報入手先の変化を的確に把握し、それに対応した報道機関対策・国内広報を実施する。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

さらに使いやすく分かりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報提供を行うことにより、我が国の外交政策に対する国内外の理解促進に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開する上での環境を整備すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

以下に示すとおり、平成19年度においては、対日論調分析業務の抜本的強化、外国報道機関への積極的な情報発信、戦略的な記者招聘等を通じ、諸外国における対日理解の増進において大きな進展が見られた。

- (1) 海外論調分析員2名を中心とする分析班の創設。週間論調(50件)に加えて、個別案件に関する対日論調分析の拡充(50件)。
- (2) 我が国政府関係者によるインタビュー(本邦:512件、在外:28件)、英文プレスリリース:630本発出、英語による記者会見(57回)、メディアFQ(外国プレスからのよくある質問)の配信(平成19(2007)年10月より開始:19回)
- (3) 我が国政府関係者による寄稿(気候変動に関する英フィナンシャル・タイムズ紙への総理の寄稿(平成20年1月)、及びアフリカ開発に関する大臣の寄稿(平成20年3月))
- (4) TICAD の事前イベントとしてジャーナリスト会議を開催、200名以上が参加し、日本及びアフリカ地域の6か国10メディア(テレビ、新聞及び雑誌他)に掲載・報道。
- (5) 積極的な反論投稿の実施(内政状況や慰安婦問題、南京事件、調査捕鯨等)
- (6) 外国記者招聘 131名

2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

国民へのメディアを通じた間接的情報提供(報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出(特に平成19年度は地方新聞に対する情報発信を強化)、発信力のある有識者への情報提供)及び直接説明(各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布)を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

外務省ホームページのアクセス数が全体として増加したこと、ユーザビリティ(使いやすさ)の向上、コンテンツの充実及び既存ページのバリアフリー化が進んだことから、目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 166 回国会施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	「我が国の理念、目指すべき方向、日本らしさについて、我が国の叡智を集め、日本のみでなく世界中に分かりやすく理解されるよう、戦略的に内外に発信する」
	第 166 回国会外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	「情報の収集と分析の、更なる強化が不可欠です。日本の主張に耳を傾けたいと相手に思わせることが重要。」「メディアの激しい進歩に、ついていかなばなりません。」
	平成 20 年度重点外交政策	平成 19 年 8 月	3. 力強い外交のための基盤強化 (3) 戦略的な「発信」体制の強化 ・戦略的情報発信の強化(多様な広報、外国メディア対策の強化、国際テレビ放送の強化、世界一を目指す外交 HP)
	第 169 回国会外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	「我が国の魅力や外交方針の戦略的かつ積極的な対外発信(略)に取り組んでまいります。」

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省領事局政策課、旅券課

施策名	領事サービスの改善・強化 (政策評価書[施策レベル評価版] 367 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標 領事政策 - 1 領事サービスの改善・強化
	<p>施策の概要</p>	<p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化の推進、福利厚生面での支援強化、在外選挙人名簿登録者数向上等のための取組を進めた。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICAO)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>領事業務の IT 化の推進、在外選挙人名簿登録者数の向上、医療等福利厚生面での邦人に対する支援、領事業務実施体制の着実な整備、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっている。更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、IT 化、福利厚生面での支援強化、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>(1) IT 化等による手続の簡素化、邦人の福利厚生面での支援強化、在外選挙人名簿登録者数向上の取組は、サービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。</p> <p>(2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。</p> <p>(3) ICAO の国際標準に準拠した生体情報を取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。</p> <p>【施策の効率性】</p> <p>(1) 限られた資源の中、IT 化の推進等により邦人の利便性向上が着実に図られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>(2) 領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p>	

【反映の方向性】

領事サービスの改善・強化については、終わりのない目標と位置付けており、平成 20 年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
- (2) 領事業務実施体制を整備すること
- (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

【目標の達成状況】

評価の切り口 1: 在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公館数の伸び

(1) 在留届電子届出件数

平成 16 年度: 18981 件、平成 17 年度: 19867 件、平成 18 年度: 24596 件、
平成 19 年度: 38677 件

(2) メールマガジンシステム導入公館数

平成 16 年度: 43 公館、平成 17 年度: 65 公館、平成 18 年度: 88 公館、
平成 19 年度: 89 公館

評価の切り口 2: 領事出張サービスの充実

平成 16 年度: 497 回、平成 17 年度: 746 回、平成 18 年度: 711 回、平成 19 年度: 654 回

評価の切り口 3: 在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び

(1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成 16 年度: 15,729 人、平成 17 年度: 20,839 人、平成 18 年度: 21,635 人、
平成 19 年度: 23,621 人

(2) 在外選挙人名簿登録者数

平成 16 年度: 82,555 人、平成 17 年度: 91,815 人、平成 18 年度: 99,173 人、
平成 19 年度: 108,889 人 (外務省調べ)

評価の切り口 4: 日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

(1) 日本人学校

平成 16 年度: 83 校、平成 17 年度: 85 校、平成 18 年度: 85 校、平成 19 年度: 85 校

(2) 補習授業校

平成 16 年度: 189 校、平成 17 年度: 185 校、平成 18 年度: 187 校、平成 19 年度: 195 校

評価の切り口 5: 医療情報の積極的な提供及び海外巡回医師団の派遣

(1) 医療情報の提供

鳥インフルエンザを始めとする世界各地で流行している感染症につき、海外安全ホームページ等を通じて情報提供を行い(平成 19 年度の感染症関連情報発出件数: 49 件)、国民の海外渡航の際の健康面での啓発に寄与した。

(2) 海外巡回医師団派遣

平成 19 年度は、医療事情の悪い 39 개국・58 都市に 12 チームの医師団を派遣し、約 1400 人の在留邦人を対象として健康相談を実施し、日本とは違う環境で生活する邦人の身体・精神両

面での健康・衛生管理に寄与した。

評価の切り口6:領事研修受講者のアンケート及び外部講師よりの評価

(1)領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修(年2回)、領事中堅研修(年1回)、在外公館警備対策官研修(年1回)を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったとの評価があった。特に領事中堅研修においては、講義形式に改善を加え、事前に検討テーマを与えたほか、受講者参加型・発言型の講義としたこと等により、受講者自身が積極的に検討・発言を行う結果となり、効果的であったとの声が多かった。

(2)外部講師よりの評価

外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

評価の切り口7:IC 旅券の発給状況

平成 19 年度においては約 412 万冊の IC 旅券(一般旅券)を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

評価の切り口8:領事業務の業務・システムの最適化事業の進展

在留邦人数実態調査のシステムによる自動化に係る開発、戸籍・国籍事務のシステム上の管理に係る開発及び印影照合システムの導入について、予定どおり作業を完了した。また、司法共助事務、管海事務及び邦人援護事務支援システムの機能設計並びに査証発給端末と旅券発給端末の一部統合等の開発を順調に進めており、海外邦人の利便性の向上、領事業務実施体制の整備に寄与した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 169 回国会外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	(海外における国民の安全確保) 世界各地で活躍する多くの日本人が安心して円滑に力を発揮できるよう適切な支援に力を尽くしてまいります。
	平成 20 年度重点外交政策	平成 19 年 8 月	3. 力強い外交のための基盤強化 (2)国民の安全・安心を確保する体制の強化 領事サービス拡充のための取組

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省領事局海外邦人安全課、

邦人テロ対策室

評価実施時期：平成 20 年 8 月

<p>施策名</p>	<p>海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 373 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 領事政策</p> <p>- 2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1)海外邦人の安全対策の強化</p> <p>海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めると共に、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2)海外邦人の援護体制の強化</p> <p>邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化、更に医療等の専門家との連携等を通じ、効果的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>平成 19 年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における施策を継続的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。</p> <p>海外安全に対する情報発信機能の強化を図った。</p> <p>緊急事態に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害への取組に加え、新型インフルエンザ等の新たな脅威に対しては、専門家及び関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。</p> <p>一般援護関係では、精神疾病発症及び高齢者問題等新たな課題への取組において、在外公館の対応体制の改善、各国政府及び関係省庁・機関並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関する努力は外務省の最重要任務の一つである。そのためには、限られた予算・人員の効率化に常に心がけ、効果の最大化を図る必要がある。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。このためには、外務省が、渡航先の治安やテロに関する情報に加え、感染症等海外で活躍する国民の安全に関連する最新の情報を的確かつ細やかに提供することが不可欠であり、そのためには正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行う体制を整備・強化することが有効である。第二に、海外において不測の事件・事故あるいは災害等のトラブルに遭遇した国民に対して、在外公館閉館時や遠隔地であっても、可能な限り迅速かつ確実に、必要かつ十分な支援を行うために、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に、平成16年末に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波以降、世界中で大規模自然災害が続発している中で、こうした大規模緊急事態への的確な対応を図るため、特に在外公館の人的、物的体制の整備は不可欠である。ま</p>	

た、精神障害あるいは鳥・新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

【施策の効率性】

多様化する海外における危険にに応じて、正確かつ確かな情報及び支援を提供するため、在外公館及び外務本省の人的・物的資源を効果的かつ効率的に投入、展開し得る体制の整理及び強化、アウトソーシング化を進め、また専門性を必要とする業務あるいは確実性を要する業務について、内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化を図ったことは施策の目標及び時代の要請に合致しており、これらの手段を通じた海外邦人の安全対策は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

海外における邦人保護については、在留邦人の増加傾向が継続し、これに加えて、(1)「2007年問題」で示される如く平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え潜在的な海外渡航人口に合流することに伴う在外邦人の高齢化及び(2)テロの広域化、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、また、新型インフルエンザ等の感染症対策や精神疾病への対応等援護業務が複雑化する中、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待は益々高くなっている(外交に関する世論調査)。このような状況に対応するためには、国民の危機回避意識を醸成・増進すると共に、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) 海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)
- (2) 海外邦人の援護体制を強化(基盤・体制)すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 情報発信基盤の強化に向けた取組

平成19年度には、安全情報収集業務委託を見直し、より効率的な事業に振りかえる等予算の効果的な活用を図るとともに、外国政府安全対策担当者の招聘等を通じた現地情報収集と邦人安全対策における現地当局との協力関係を強化した。また、情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上によるアクセス数の増加を図ったことに加え、年末年始の海外旅行シーズンを前にして行った海外安全キャンペーンにおいては国民の幅広い層に人気のある鉄腕アトムをイメージキャラクターに起用し、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。また、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料(海外事件簿等)をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。さらに、こうした国民のための情報を外務省ホームページのみにならず、政府全体の広報の取組との連携を図り、政府広報の手段を活用し、海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。

評価の切り口2: 海外邦人の危機管理意識強化に向けた取組

平成19年度には、テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また、本邦においては海外進出企業代表と

の海外安全官民協力会議において、在外にあっては在留邦人社会との安全対策連絡協議会において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。

評価の切り口3: 多様化する危機・ニーズへの対応強化

(1) 休館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などに時間的制約に関係なく、海外邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、在外公館休館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成19年度には導入公館を平成18年度の41公館から27公館追加し、68公館に拡充したが、これを南西アジア地域及び邦人渡航者の多い欧州公館において更に拡充すべく努めた。

(2) 遠隔地等における即応体制強化の進捗

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、必要な措置を講じた。

(3) 専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは鳥インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、在外公館の領事担当官に対しては国内外における研修を通じて知見を深めさせつつ、また、精神障害については拠点国における精神科医師の活用(顧問医契約)、鳥・新型インフルエンザ対策に関しては関係府省庁との連携・協力、感染症専門医による講演、研修を開催する等専門的知見を活用し得る体制をとっている。

評価の切り口4: 官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外において邦人が遭遇する危険が多様化し、増加するとともに、その対応には迅速性、専門性、確実性が求められる中、海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うためには、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化するため、外務本省あるいは在外公館において現地での官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務省本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方自治体との意見交換を行った。

評価の切り口5: 大規模緊急事態対応能力強化の進捗

平成19年度においては、テロ、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態が、いかなる時間・場所において発生した場合にも、迅速かつ的確に対応しうよう、研修を通じた緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認システムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施するとともに、安否確認システムの改善を行ったほか、緊急展開用備品・人的派遣について措置した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

第169回国会外交演説

平成20年1月18日

(海外における国民の安全確保)イランでの邦人拘束事件等海外で国民が巻き込まれる様々な事件が発生しております。海外における国民の安全確保に向けて、引き続き全力を挙げて取り組むとともに、世界各地で活躍する多くの日本人が安心して円滑に力を発揮できるよう適切な支援に力を尽くしてまいります。

	平成 20 年度重点外交政策	平成 19 年 8 月	3.力強い外交のための基盤強化 (2)国民の安全・安心を確保する体制の強化 多様化・深刻化する危険・危機への対応
--	----------------	-------------	--

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省領事局外国人課

施策名	外国人問題への対応強化	政策体系上の位置付け
	(政策評価書[施策レベル評価版] 379 頁)	基本目標 領事政策 - 3 外国人問題への対応強化
施策の概要	<p>中国人に対する団体観光査証受付公館の拡大及び家族観光査証の開始等の査証発給緩和措置をとる一方で、不法就労を企図する者や、犯罪歴のある者等の入国を防止するため、査証審査の厳格化措置をとり、適正な査証審査体制の整備のため、査証 WAN(Wide Area Network)の拡充を進めた。また、外国人問題については、関係国との領事当局間協議、海外交流審議会答申のフォローアップ、国際シンポジウム開催を実施し、関係国政府、地方自治体等と問題解決に向けた協力体制を強化した。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 我が国への外国人入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数、犯罪検挙人員は減少し、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請に十分応えることができた。</p> <p>(2) 二国間の領事当局間協議を通じ、相手国政府に問題を認識させ、解決に向けての連携強化を図ることができた。</p> <p>(3) 海外交流審議会答申のフォローアップ、日系ブラジル人住民が多い静岡県での国際シンポジウム開催を通じ、外国人問題に関する国内関係省庁・地方自治体との議論の活発化、世論啓発に寄与した。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>(1) 我が国と諸外国との間の人的往来が急速に拡大している中で、ビジット・ジャパン・キャンペーンを通じた外国人観光客の誘致促進、規制改革会議等を通じた外国人ビジネスマンや研究者に対する査証簡素化の要望を踏まえ、外国人に対する査証緩和措置を実施し、人的交流の一層の促進を図る。一方、治安問題に対する国民の関心の高まりを受け、査証審査を厳格に行い、好ましくない外国人の入国を未然に防止する体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 関係各国との領事当局間協議を通じ、外国人の不法滞在、犯罪等に対する対策強化、各国との連携強化を行う。また、我が国における外国人在留者数が約 208 万人に達し、教育、社会保障、労働環境等の問題への総合的な対応を検討するとともに、地方自治体とも連携して、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>(1) 外国人に対する査証発給緩和措置を実施するとともに、好ましくない外国人に対する査証審査を厳格化し入国を未然に阻止するという両面の要請に応えるため、適正な査証発給のための体制を整備する。</p> <p>(2) 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策等政府の方針を踏まえ、海外交流審議会のフォローアップ、国際シンポジウム、領事当局間協議等を実施し、政府における外国人問題への対応の加速化に寄与する。</p>	

【施策の効率性】

限られた資源を有効活用し、査証の面では、人的交流促進と出入国管理等厳格化の両方の要請に応えることができた。外国人問題についても、領事当局間協議、他国の外国人政策についての調査、地方における国際シンポジウム等により、国民の理解増進、政府部内での検討の加速化に寄与し、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

適正な査証発給の体制整備を更に強化するとともに、出入国管理などの問題、在日外国人の在留管理および生活向上のための取組を促進し、関係省庁、関係各国、課題を抱える地方自治体とも連携を深めていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1)外国人問題への取組、対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等厳格化の要請に応えること
- (2)在日外国人が抱える問題(含地域の問題)に積極的に取り組むこと

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 来日外国人の増加と不法残留、刑法犯検挙人員数の減少

査証発給緩和措置(中国人に対する団体観光査証受付公館の拡大及び家族観光査証の開始、それぞれの国・地域の事情に合わせた査証要件の緩和等)の効果もあり、外国人入国者数が平成19年も引き続き増加している(短期滞在新規入国者数:平成18年641万人 平成19年738万人)。一方、不法残留者数や刑法犯検挙人員数は減少しており(不法残留者数:平成18年17万人 平成19年15万人、刑法犯検挙人員数:平成18年8,148人 平成19年7,542人)、双方からの要請に十分応えることができた。

評価の切り口2: 在日外国人が抱える問題の状況と解決のための施策の推進

平成19年度には、4か国との間で領事当局間協議を開催し、相手国政府に問題点を指摘し、問題解決に向けた協力を強化することができた。在日外国人問題については、第4回国際シンポジウムの地方開催(静岡県)及び諸外国の事例としてイタリア及び韓国における外国人の社会統合政策についての調査を通じ、関係省庁、外国人集住都市等へ情報提供を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成20年度重点外交政策	平成19年8月	3.力強い外交のための基盤強化 (2)国民の安全・安心を確保する体制の強化 水際対策・啓発活動等

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省大臣官房総務課、人事課、警備

評価実施時期：平成 20 年 8 月

対策室、情報防護対策室

施策名	外交実施体制の整備・強化	政策体系上の位置付け
	(政策評価書[施策レベル評価版] 385 頁)	基本目標 外交実施体制の整備・強化 - 1 外交実施体制の整備・強化
施策の概要	<p>(1)国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>(2)在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、不法な攻撃から在外公館及び館員の生命・身体の安全確保を図るとともに、これら攻撃を抑止する。</p> <p>(3)外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>(1)国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の増強、定員の純増、組織改変等で進展があった。</p> <p>(2)在外公館の警備体制の一層の強化については、各種の人的及び物的な警備強化措置、警備体制の強化、各種研修や警備訓練を実施したなどの進展があった。</p> <p>(3)外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成 19 年度に、情報防護対策室を設置し、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修、電子情報漏洩対策等の取組の実施などの進展があった。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を担い追求するための外交を実施する上で、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。</p> <p>外務省は、平成 19 年度重点外交政策において、日本外交の基礎体力の強化、国民の安全の確保と繁栄の促進、アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保、日本の魅力とメッセージの積極発信を展開するための体制の強化に取り組んでいく旨決定している。</p> <p>これらの重点外交政策は、今後も引き継がれていくべきものであり、その円滑な実施に資するべく、外交実施体制基盤の整備・強化という本施策を推進することは必要不可欠である。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>(1)国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備</p> <p>現在の外務省は、定員・機構の増強に努めているが、世界の他の主要国に比し引き続き大きく見劣りするものであり、外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等不可欠な定員を確保し、在外公館を整備することは、外交実施体制を整備・強化する上で有効である。</p> <p>(2)在外公館の警備体制の一層の強化</p> <p>警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義を行うこと、各在外公館において、所在国の脅威度を勘案した警備訓練を実施すること、大規模行事の実施に際しては安全な実施に万全を期すことは、在外公館に各種の人的及び物的な警備強化措置を講じ、安全確保のための体制を一層強化する上で有効である。</p>	

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

平成 19 年度に、意識面、制度面、物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため、大臣官房総務課の下に情報防護対策室を設置した。本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

【施策の効率性】

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

体制の整備・強化のために在外公館・人員を拡充し、現下の状況を踏まえ情報防護対策室の設置を行ったが、とられた手段は適切であり効率性の観点からも適当であった。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練の実施により、在外公館の警備体制の整備・強化が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

情報防護対策室を設置し、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構は今後とも更に整備・強化する必要がある。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制の整備・強化を推進する必要がある。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出は現在も続いており、政府全体の取組のみならず、外務省としても、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に整備・強化する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 外務省の人員、機構の更なる整備

平成 19 年度には、定員 51 人純増、6 大使館、2 駐在官事務所の新設及び 1 総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。

評価の切り口2: 在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などの実施を行い、在外公館の警備体制を強化した。

評価の切り口3: 外交を支える情報防護体制の強化

情報防護対策室を設置し、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強

	化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し、外交を支える情報防護体制を強化した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 166 回国会麻生外務大臣(当時)外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	「(外交力の強化) 昨年は与党をはじめ要路の皆様から外交力強化の必要について力強い御指示を賜りました。あらためて心より感謝申し上げますとともに、任務の重さを受け止め、国民の期待に応えられるよう、努めてまいります。我が外務省は、任務を担うにふさわしい組織を備え、人員を確保し得ているでありましょうか。足らざるを補うことは、焦眉の急であります。同時に国民の厳しい視線を前に、襟を正す姿勢を一瞬たりとも失ってはなりません。」
	第 169 回国会高村外務大臣外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	「(外交実施体制) 最後に、山積する外交課題に適切に対処し、平和な世界を創るための取組を推進していくためには、情報の収集・分析の強化、情報防護体制の強化が不可欠であり、引き続き取り組んでまいります。また、機構、定員等の外交実施体制の抜本的な強化が不可欠であります。国民の皆様のお理解を得ながら、積極的に取り組んでまいります。」

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省大臣官房情報通信課、在外公館課

<p>施策名</p>	<p>外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革 (政策評価書[施策レベル評価版] 389 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 外交実施体制の整備・強化 - 2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革</p>
<p>施策の概要</p>	<p>通信機能強化システム、各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運用経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 以下のとおり、本件施策の下で各種関連事業が当初の想定どおりに進展した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「通信機能強化システムの整備」においては、外務本省の運用経費削減が達成されたとともに、在外公館 217 公館において自席パソコンでの電信の運用が可能となった。 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムのうち「外務省人給システム」以外は 97%の再構築を完了し、「外務省人給システム」は予定どおり 25%の再構築を完了した。 「外務省情報ネットワークの整備」においては、最適化計画の基本要件である基幹通信網の整備及び秘匿 IP 電話を 216 公館に設置した。 「在外経理システムの整備」においては、各在外公館の在外経理サーバの入れ替えを実施し、経費削減を図るとともに、商用 FAX でやりとりしていた経費配賦データを在外経理システムへ取込みを可能とする機能拡張等を実施した。 「情報セキュリティの強化を含む省内の IT 化推進への支援」においては、情報セキュリティに関する物理的な対策の研究を進めるとともに、外務省情報セキュリティポリシーに基づき外務本省及び在外公館で自己点検を実施する等、職員の意識向上を図った。また、省内の IT 化推進のため在外公館保有の情報システム資産調査を実施するとともに、IT 人材育成・確保実行計画策定等の活動を行い、IT 化推進のための基盤を整備した。 <p>【施策の必要性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「通信機能強化システム」は、外交における通信システムの根幹をなすものであり、引き続き情報セキュリティを確保しつつ、利便性の向上を図るとともに在外公館への展開を進める必要がある。 「内部管理業務用ホストコンピュータシステム」は、ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要がある。 「外務省情報ネットワーク」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分な情報セキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し外交通信を強化する必要がある。 「在外経理システムの整備」は、在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるよう IT を活用した業務改革を進めることが必要である。 「情報セキュリティを含む省内の IT 化推進への支援」は、情報の安全な取り扱いに対する省員の意識を向上させ、また、省内のより一層の IT 化を進め、業務の効率化を図るために必要である。 	

【施策の有効性】

1. 「通信機能強化システムの整備」では、227 の在外公館で自席パソコンでの電信の運用を可能となるよう整備を行い、本省においては機器の統合・集約を実施することで、運用経費を年間7000万円削減することが見込まれる。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間3億円削減し、業務処理時間を年間1500時間削減することにつながり、効果的である。
3. 「外務省情報ネットワークの最適化」では、全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時には年間1億7000万円の経費削減、及び1万7000時間の業務時間短縮が見込まれる。
4. 「在外経理システムの整備」では、平成18年3月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画」の完了後は、在外公館の会計担当者の業務量において年間約6万6700時間(目標試算値)の削減が見込まれる。また、システムの維持・運用経費については、平成18年度から平成20年度まで、年平均2082万4000円の経費低減に相当する効果が見込まれる。
5. 「情報セキュリティの強化を含む省内のIT化推進への支援」では、情報の取り扱いに対する自己点検の実施により、職員の意識向上が図られる。また、省内のIT化推進のため、基盤を整備することにより、業務の一層の効率化が図られる。

【施策の効率性】

ホストコンピュータ、基幹通信網、秘匿IP電話及び電信システム、本省サーバの調達時に入札を実施したことにより経費が削減されたことは19年度においても引き続き効果的であったこと、在外経理サーバの入替を実施したことで経費を削減することができたこと、種々の在外経理システムの機能拡張によって施策が進展し、在外経理業務の円滑化が見込まれること、また、情報の安全な取り扱いに向けた自己点検により省員の意識が向上し、省内のIT化のための基盤整備が進み業務の一層の効率化に役立ったことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「通信機能強化システムの整備」については、自席パソコンで電信の運用ができていない10公館及び新設公館に対して電信の運用に向けた整備を行う。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータの再構築事業」については、オープン環境への再構築完了を目指し、平成22年度当初にシステム維持経費の削減目標を達成する。
3. 「外務省情報ネットワーク最適化事業」については、平成20年度に外務本省の最適化を実施し、平成21年度以降は在外公館に対し順次最適化を実施する。
4. 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画」に則り、ITを活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者の業務負担軽減を図る。
また、外務省情報ネットワーク最適化の進捗状況に伴い、在外経理システムにおいてもサーバの本省集約のための最適化計画の見直しを検討する。
5. 「情報セキュリティの強化を含む省内のIT化推進への支援」については、今後とも継続的に推進し、情報の安全な取り扱いに関する職員の意識向上に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 電信システムサーバ更新及び統合による施策目標の推進状況

外務本省において機器統合・集約を行い、運用経費を年間 33,043 千円削減した。

96%の在外公館において自席パソコンでのシステム運用が可能となった。

評価の切り口2: 業務・システム最適化計画の目標推進状況

再構築完了比率及び「外務省人給システム」の再構築作業は目標を概ね達成した。

評価の切り口3: 基幹通信網整備による施策目標の推進状況

99%の在外公館に基幹通信網、秘匿 IP 電話の配備を完了した。

評価の切り口4: 業務・システム最適化計画の完了比率及び業務・システム維持・運用経費の削減額

平成 18 年3月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画」目標の達成に向け事業を実施中である。また、在外経理サーバを入れ替えることにより、業務・システムの維持・運用経費を削減することが見込まれている。

評価の切り口5: 情報セキュリティ強化を含む省内の IT 化推進への支援実施

外務省情報セキュリティポリシーに基づき、外務本省及び在外公館において自己点検を実施したことにより、職員及び勤務者の情報セキュリティに対する意識向上、情報のより適正な取り扱いが行われるようになった。また、在外公館保有の情報システム資産調査、外務本省での IT 人材育成・確保計画策定等の活動が行われ、IT 化推進に向けての基盤を整備した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし		

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省国際協力局

<p>施策名</p>	<p>経済協力</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 395 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 経済協力 - 1 経済協力</p>
<p>施策の概要</p>	<p>戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)</p> <p>本件施策の目標に沿った下記取組を推進することで、ODA 実績、予算とも削減傾向が続く中、質・量ともに ODA の充実を図った。</p> <p>(1)戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案</p> <p>(イ)「選択と集中」の推進と国別援助計画の整備</p> <p>「国際協力重点方針・地域別重点課題」の策定</p> <p>海外経済協力会議の結果や ODA 大綱・中期政策と国別援助計画を踏まえつつ、外交政策を踏まえた国際協力を推進するために、平成 19 年度より「国際協力重点方針・地域別重点課題」の策定を開始した。これを関係省庁、実施機関と共有するとともにこれを在外公館に指示し、政策と実施の一貫性の担保を図った。また、国民がアクセスできるようホームページで公表した。</p> <p>国別援助計画の整備</p> <p>向こう5年間の新規計画策定及び改定作業に関する工程表を平成 19 年7月に改定し、外務省 ODA ホームページ上で公開した。</p> <p>(ロ)気候変動分野での途上国支援に関する「クールアース・パートナーシップ」の構築</p> <p>平成 20 年1月のダボス会議において福田総理が、気候変動における途上国支援のための新たな資金メカニズム「クールアース・パートナーシップ」の構築を公表し、気候変動問題、就中 2013 年以降の次期枠組みに係る交渉を推進する観点から、途上国支援を戦略的に展開していくための枠組みの運用を開始した。</p> <p>(ハ)分野別の政策の発信力強化</p> <p>国際協力局の下で、分野別戦略を拡充すべく、保健及び気候変動に関するタスクフォースを設置した。このうち保健分野においては、平成 19 年 11 月 25 日に高村外務大臣が「国際保健協力と日本外交 - 沖縄から洞爺湖へ - 」と題する政策演説を行い、G8 北海道洞爺湖サミットでの国際保健に関する行動指針策定方針を打ち出した。また水と衛生の分野についても同様に、平成 20 年2月 22 日に高村大臣が「貴重な水の有効利用のために - 安全な水と衛生施設へのアクセス拡大に向けて」と題する政策演説を行った。教育分野においては平成 20 年4月 23 日に高村大臣が「万人の教育 - 自立と成長を支える人材育成のために - 」と題する演説を行い、今後5年間での具体的な取組を表明した。</p> <p>(2)コスト縮減や業務内容を通じた事業の効率化</p> <p>技術協力における随意契約の見直しを実施し、競争性のない随意契約 277 億円のうち、131 億円(約 47%)を一般競争入札等による契約に移行することとした。円借款については迅速化を図るとともに、本邦技術活用条件(STEP)を含む金利の引き下げ(0.1～0.2%ポイント)、中進国向け金利の引き下げ(0.6%ポイント)等を含む制度改善を実施した。また、無償資金協力については現地仕様の設計・施工段階による現地業者の積極的な活用によるコスト削減効果を見込んだコミュニティ開発支援無償の積極的実施を図っている。</p>	

(3) オールジャパンとしての国際協力の取組の推進

経済団体との連携推進

ODA に関する日本経団連や日本貿易会等の提言も踏まえ、これら経済団体との意見交換会を定期的に実施し、ODA に関する経済界の問題意識の吸収に努めた。こうした問題意識は、円借款の迅速化等の施策に反映された。

TICAD IV も念頭に置きつつ、経済状況、援助需要及び日本企業からの投資需要等の調査を目的とした日本経団連との官民合同ミッションがアフリカ(アンゴラ及び南アフリカ共和国)に派遣された。

NGO との連携強化

外務省・NGO 定期協議会(全体会議、ODA 政策協議会及び連携推進委員会の計年7回)を開催し、NGO との意見・情報の共有を進めた。「国際協力に関する有識者会議」中間報告作成にあたっても市民社会との意見交換会を実施するとともに、外務省ホームページを通じて骨子案に意見を募集した。さらに、NGO 側からの意見を参考に、NGO・市民社会等が国別援助計画に対し意見を提出しやすくなるよう、パブリック・コメント及び意見交換会の実施、並びに各国別援助計画の策定現況の周知方法につき、外務省 ODA ホームページ上に明記した。

また、保健分野では、サミットでの行動指針策定(上記(1)(八))にあたり、種々の機会を捉えて意見交換・勉強会を行った。

教育分野においては、教育関連の国際会議等種々の機会を捉えて NGO を含む関係者と意見交換・勉強会を行った。また、平成 20 年4月末のファスト・トラック・イニシアティブ(FTI)実務者会合及び関連会合においては NGO のイベントとも連携して準備・開催した。

【施策の必要性】

ミレニアム開発目標(MDGs)の達成が危ぶまれる等、開発途上国における開発課題は山積しており、国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは先進国の1つである日本の責務である。また、国際テロリズムとの闘いは恒常化する危険性が高い。中国やインドなどの経済力の増大が、石油を中心とした資源の国際的争奪戦を招来する可能性は一段と大きい。海外での武力行使を禁じ、エネルギーや食糧を開発途上国に圧倒的に依存する日本が、自国の生存をまっとうするための手段は「外交力」以外にはなく、ODA は日本の外交力の重要な源泉であることは疑いない。

【施策の有効性】

開発途上国が抱える人道的ならびに地球的規模の問題の解決に必要とされる資金は膨大であり、日本がそれらすべてに対応することはもとより不可能である。従って、ODA における日本の比較優位を正しく認識し、関係国及び関係国際機関と連携を図りつつ、いかなる対象分野で展開するかを深く考慮する「戦略性」と「メッセージ性」をもった ODA は有効である。

【施策の効率性】

投入資源が制約されている中、戦略性とコスト縮減を用いた ODA 実施は、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

(1) 「選択と集中」の推進

(イ) 外務省の企画・立案における「選択と集中」の推進

外務省は、海外経済協力会議の下、外交政策に沿って ODA の重点課題や重点地域・国、並びに国

別・地域別の供与目標額を設定するなど、ODA 政策の企画・立案を行い、機動的かつ迅速に援助の供与を決定する。こうした観点に立ち、第4回アフリカ開発会議(TICAD)のフォローアップを着実に進める。また、平成19年度に引き続き、平成20年度「国際協力重点方針」を早期に策定する。また、分野別のイニシアティブが二国間の援助方針に適切に反映され、案件の実施に繋がるよう、分野別のイニシアティブのフォローアップに努める。

(ロ) 国別援助計画の整備

向こう5年間の新規策定及び改定作業に関する工程表に従い、国別援助計画対象国を35か国まで拡充していく(平成20年8月現在24か国について策定済み)。また、工程表の改定にあたっては、被援助国の開発計画の策定のタイミングについても、引き続き考慮していく。

(ハ) 案件形成・採択の迅速化

開発課題を達成するために必要な個別案件を適切なタイミングで関連性をもって実施することが重要であり、国別の事業展開計画(ローリングプラン)を用いることにより、相手国の開発政策との調和化を進め、中期的な予測可能性をもって案件を形成し、援助効果の向上に結びつける。この観点から、現地ODAタスクフォースも活用して経済協力政策協議等を強化する。今後、新JICAにおける業務のあり方の検討を進める中で、外交政策上必要な案件や緊急性のある案件については、通年要望を受け付け、採択すること等を検討する。

(2) オール・ジャパンとしての取組の拡大及び国際機関との連携強化

(イ) 官民連携を促進するための制度整備

途上国の経済成長に対する民間企業の果たす役割は大きく、オールジャパンでの国際協力を積極的に推進する姿勢が必要であるとの認識に立ち、日本企業の活動とODA等の公的資金との連携を強化することにより途上国の成長を加速化する枠組みの整備を検討する。それにより、ODA等だけでは得られない規模の開発効果を持続的に途上国にもたらすことを目指す。

(ロ) 国際機関に設置された「日本基金」の積極的な活用

国際機関に設置された「日本基金」の資金が、日本の援助実施主体にとってより活用しやすいものとなるよう、JICAやNGOに対して理解を促進する手段を講じる。また、「基金」運用に当たっては、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応を行い、その過程で関係省庁との日常的な協議等を通じた緊密な連携を図る。

(ハ) 現地における他国及び国際機関等との援助協調のための体制整備

新JICAの設立に向けて、現場主義に根ざした海外事務所体制を統合時点で確立することを目指す。海外事務所は、二国間協力の3つの援助手法の特徴を活かしつつ、他の援助国や現地国際機関等との援助協調において積極的な役割を果たすとともに、現場レベルでの連携をさらに推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

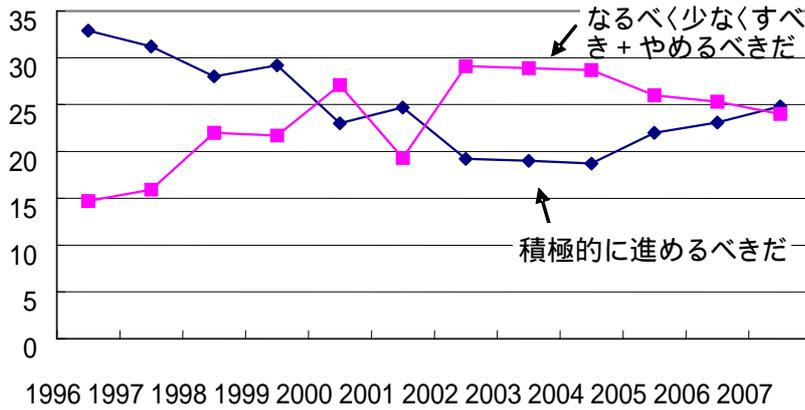
二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 世論調査の変化

世論調査のうち毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識でも、経済協力を積極的に進めるべきとした割合がなるべく少なくするべきとやめるべきとした割合を6年振りに上回った。

経済協力のあり方



出典:「外交に関する世論調査」(内閣府実施)

評価の切り口2:参議院及び自民党における論調の変化

以下の3つの提言に見られるように、国会や与党において、ODAを外交力の重要な源泉として見直す論調が強くなってきており、ODAの役割への期待が高まっている。

- (1) 参議院政府開発援助等に関する特別委員会提言 - 新たな国際援助の在り方に向けて -
(平成19年6月)

適正な援助水準に向けた事業量の確保

ODAは外交の基盤である。我が国の国益のためにも、ODA削減に歯止めをかけ、純増による量的確保を行うべき。

- (2) 自由民主党政務調査会対外経済協力特別委員会提言 - 国際協力を通じた日本の信頼、外交力向上のために - (平成19年6月)

日本が経済協力を通じて培ってきた信頼感と存在感を今後も維持し、世界の平和と安定の秩序作りを主導するための改革とODA拡充が必要だ。明年の日本サミット、アフリカ開発会議(TICAD)を成功させ、日本が世界の課題にリーダーシップを発揮する国であるというメッセージを国際社会に発信しなければならない。

- (3) 自由民主党政務調査会提言 TICAD に向けた対アフリカ支援策 ~ アフリカ支援の飛躍へのターニングポイントの年に ~

TICAD 及びG8を成功させるため、諸外国や民間とも連携しつつ対アフリカ支援の飛躍的転換を図ることが必要と考える。そのため、まず日本政府自らが減少傾向にあるODA予算を反転させ、アフリカの持続的成長に結びつく新たなプログラムを策定するとともに、日本とアフリカ諸国との関係発展に向けて外交実施体制を強化することが要請されている。

評価の切り口3:政策レベルでのODA評価の着実な実施

外務省は、被援助国の実情に沿った、質の高いODAを実施するために、各国の国別援助計画や援助の重点課題について第三者評価を実施している。これらの評価の結果を踏まえ、より一層充実したODAの実施につなげられるよう努めている。平成19年度には、6つの国別評価と2つの重点課題別評価を実施した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 169 回国会における総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平和協力は狭義の安全保障の分野に限りません。貧困の解消、保健衛生状況の改善などは、人道上の要請であるとともに、すべての人々に「希望と機会」を与え、平和と安定の道を用意するものです。本年我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、こうした「人間の安全保障」面の課題解決に向け、G8 各国や EU とも協力してまいります。 ・途上国の温室効果ガス削減努力に対する支援や（中略）気候変動に伴う環境被害への対策を実施するための「資金メカニズム」を構築します。
	第 169 回国会における高村大臣外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は本年 5 月に横浜において、第 4 回アフリカ開発会議（TICAD）を主催します。「元気なアフリカを目指して」との基本メッセージの下、アフリカにおける成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動といった諸問題に主導的に取り組んでまいります。 ・すべての主要排出国が意味のある枠組みを構築することを目指し、途上国支援のための「資金メカニズム」の構築を含め、イニシアティブを発揮してまいります。 ・途上国における感染症や母子保健の深刻な状況を踏まえれば、国際保健分野の課題も避けて通れません。TICAD IV や北海道洞爺湖サミット等の場を通じて、我が国の経験も踏まえつつ、国際社会が共有する行動指針の策定を目指してまいります。 ・途上国の安定と発展のために協力していくことは、我が国自身にとっても利益であり、我が国の外交政策において重要な課題です。人間の安全保障の視点も踏まえ、積極的に援助を実施していきます。 ・国際社会は、地球規模の課題の解決とミレニアム開発目標の達成に向け一致して取り組んでいます。我が国は、貧困撲滅、感染症等の保健問題、教育、水・衛生、防災等の課題に対し、ODA 事業量の 100 億ドルの積み増しといった対外公約の達成をはじめ、我が国にふさわしい国際的責任を果たしていきます。
	第 166 回国会における麻生外相外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域紛争、テロや組織犯罪、大量破壊兵器の拡散、地球環境の破壊や感染症の脅威など、人類が直面する挑戦に、放置できる問題はありません。我が国は、これら難題に率先して取り組み、世界に範を垂れる国でありたいものです。 ・「人間の安全保障」の理念に基づき、国際社会が挙げて取り組むミレニアム開発目標の達成、気候変動を含む環境、感染症対策、平和構築など、地球規模の課題

		を解くため、引き続きリーダーシップを発揮いたします。
--	--	----------------------------

「国際保健協力と日本外交 沖縄から洞爺湖へ」高村外務大臣政策演説平成 19 年 11 月 25 日

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省地球規模課題審議官組織

施策名	地球規模の諸問題への取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 403 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標 経済協力 - 2 地球規模の諸問題への取組
	<p>施策の概要</p>	<p>グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること。 次の具体的施策より構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 人間の安全保障の推進 - 2 - 2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組 - 2 - 3 地球環境問題への取組 - 2 - 4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>施策 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 - 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 2 - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 2 - 3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 - 2 - 4 「目標の達成に向けて進展があった。」 <p>【施策の必要性】</p> <p>1. 「人間の安全保障の推進」について</p> <p>「人間の安全保障」は、グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中で、国家の安全保障を補完するものとして、個人一人ひとりの保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国づくりを進めようとする考え方である。我が国は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会において同理念を推進している。また、我が国は「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無資金協力」等の活用を通じて同理念の実践に取り組み、これら支援の実施国、国際機関及び関係 NGO 等から高い評価を得てきている。</p> <p>したがって、我が国として引き続き「人間の安全保障」分野で指導力を発揮し、「人間の安全保障」の理念に対する国際社会の理解を深め、「人間の安全保障」を推進していくことが必要かつ適当である。</p> <p>2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について</p> <p>世界で年間 500 万人もの生命を奪うエイズ、結核、マラリアの三大感染症は、「人間の安全保障」上の問題であるとともに、アフリカ・アジアを始めとする開発途上国において経済・社会が発展する上で大きな障害要因となっている。開発途上国のみでは三大感染症に十分な対策を講じることは困難であることから、我が国は他のドナー国とともに人道的観点、途上国の開発促進、我が国の国民の健康保護のため、三大感染症対策を実施する必要がある。</p> <p>新型インフルエンザは、一旦発生すれば国境を越えて瞬時に拡散するため、アジアの開発途上国等の発生地域において感染拡大を迅速に封じ込めるため、多岐に亘る分野の支援が必要であるので、国際機関及び主要国と協調しつつ、我が国として総合的な国際支援を行うことが求められる。</p> <p>3. 「地球環境問題への取組」について</p> <p>地球環境問題は、国際的な協力によってのみ解決が可能な問題であり、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要があるが、環境が社会の広範な面に関わるものであるため、取組の内容や程度をめくり意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違の調整をはかるための外交交渉の積み重ねが不可欠である。</p>	

自然災害による被害は持続可能な開発の達成を困難にするものであり、災害による被害を 10 年間で実質的に削減することを目標とする「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は、国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場にある我が国の責務である。更に、人道支援分野での国際協力に積極的に参加することは、我が国の国際社会における地位向上に寄与するものであり、中長期的観点からも、我が国に対する国際社会の信頼性を一層向上させることに資するものである。

【施策の有効性】

1. 「人間の安全保障の推進」について

「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場はまだまだ様々であることから、以下の施策を通じ、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。

- (1) 国連総会等の国際会議、二国間会談等の場を通じた「人間の安全保障」の理念の普及を促進。
- (2) 「人間の安全保障フレンズ」を通じた、国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大。
- (3) シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報。
- (4) 我が国のイニシアティブにより平成 11(1999)年に国連に設置された「人間の安全保障基金」の運営を通じ、紛争、感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした国際機関のプロジェクトの支援。
- (5) 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした NGO 等市民社会のプロジェクトの支援。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

世界基金は、低中所得国における三大感染症対策を支援する上で世界最大の資金供与機関である。また、世界基金は感染者や患者の治療のみならず、予防、ケア等幅広い対策を支援する制度を有し、事業申請受理から実施に至るまで迅速な手続きが取られている。官民パートナーシップを具現化した世界基金は、事業申請段階でも実施段階でも国際機関、市民社会等も重要な参加主体となっており、三大感染症対策の質を高めている。また、我が国は、感染症対策支援を一層効率的かつ有効なものとするために、世界基金の運営状況を日常的に監視し、理事会での議論に積極的に参画している。

新型インフルエンザ対策は、国際機関、ドナー国及び発生国との協力や、保健、農業及び開発分野を含む分野横断的な取組が求められることから、ニューデリー閣僚級会合に向けて国連及びドナー国の協議に積極的に関与し、支援を表明することによって、アジア地域のドナー国として貢献を訴えることが出来たことは意義が大きい。

3. 「地球環境問題への取組」について

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが有効である。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組に生かすことが目的達成のために有効である。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

- (1) 地球規模の問題である人道支援を適切かつ円滑に実施するに当たって、人道支援分野の国際機関

や主要ドナー国政府との協力関係を促進することが有効である。

(2) 政策面においては、国際場裡における人道支援に関する主要な議論に積極的に参加し意見交換すると共に、我が国が基本理念としている「人間の安全保障」の考えに基づいた政策提言を積極的に行うことが有効である。

(3) 人道ニーズを踏まえた実際の支援を円滑に行う上で、世界各地の人道支援の現場で活動している国際機関に対し、我が国として応分の貢献を行うことが有効である。

【施策の効率性】

1. 「人間の安全保障の推進」について

国連、APEC 等様々な国際的フォーラムでの「人間の安全保障」の言及、関心国との協力関係の強化、世界各地における「人間の安全保障基金」等を通じたプロジェクトの進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

世界基金が支援する事業は、国際競争入札義務、調達単価の公開、事業の進捗に応じた資金供与等により経費の効率化が確保されている。また、世界基金の活動に関する透明性は極めて高いことから、適正な資金使用が制度的に保障されている。

鳥及び新型インフルエンザ対策では、国際会議の場で我が国の支援を発表し、世界第3位の拠出国として国際社会での高い評価を得た。

3. 「地球環境問題への取組」について

優先度が高い分野において施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

世界各地での人道支援の実施等業務自体は年々増加しているものの、人的投入資源を前年同比に抑えつつ、国際機関を通じた人道支援、国際機関との意見交換等を行い、施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【反映の方向性】

1. 「人間の安全保障の推進」について

平成 20 年に我が国が主催する TICAD、G8 サミットや国連総会、人間の安全保障フレンズ会合等の場を活用しつつ、「人間の安全保障」の更なる普及に向けた取組を強化するとともに、人間の安全保障基金や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」等による支援を通じ、現場での同理念の実践に向けた取組を強化する。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

国連のミレニアム開発目標 6 (HIV / エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止) を 2015 年までに達成することは現状のままでは困難であり、国際社会は対策を大幅に強化する必要がある。世界基金の資金需要も今後一層増加することが見込まれており、2008-2010 年までの第 2 次増資期間における資金需要は 150 億ドルと見積もられている。感染症対策を重視する我が国としては、感染症対策支援において中心的な役割を担っている世界基金に対する「当面 5 億ドル拠出」の公約達成後も更に拠出を増額する。また、世界基金理事会において単独議席を維持し、発言力の維持・強化に努める。

鳥及び新型インフルエンザ対策は、喫緊かつ複雑な国際社会の課題であり、国際的に感染が広がらないよう鳥インフルエンザ発生国の対処能力を強化することが何よりも必要である。我が国は、引き続き、アジアの開発途上国等に対する各種支援を継続するとともに、国連機関やドナー国との協力関係を維持・強化することにより、アジアの一員としての責務を果たす方針である。

3. 「地球環境問題への取組」について

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に対する議論の促進に努める。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

人道支援分野での国際的な取組への一層の参画及び我が国の取組を強化していくため、国際場裡での人道関連会議への積極的な参加、ハイレベルでの関連機関との政策協議の実施、国際機関を通じた人道支援の更なる効果的・効率的な支援を確保していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「人間の安全保障の推進」について

(1)平成 17(2005)年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に平成 18(2006)年に我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」の第2回会合を平成 19年4月に、第3回会合を同年10月に開催した。これらの会合の結果、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論が開催されることとなる(平成 20年5月22日開催)など、我が国のイニシアティブにより国際社会における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及につながった。

(2)日・EU 定期首脳協議の共同プレス声明、APEC 首脳宣言、日印共同声明、日・ベトナム間の戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ、日メコン外相会議議長声明等の二国間・多数国間の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。特に、これまで人間の安全保障に関して消極的な姿勢をとっていたインドと首脳レベルで人間の安全保障に関し協力することが確認されたことは大きな成果としてあげられる。

(3)現場での人間の安全保障の実践のため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」等を活用し、具体的な事業を着実に実施した。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

(1)平成 17年6月に我が国は世界基金に対する拠出を増額し、当面5億ドルの拠出を行うと表明した。平成 19年度、この国際公約を果たすことができた。

(2)具体的施策レベル評価書における「【目標の達成状況】評価の切り口1:世界基金による三大感染対策支援の実績」で詳述のとおり、世界基金が支援する三大感染症対策事業において、主要な医薬品又は製品の配布は前年に比し65%~155%増となった。

(3)平成 19年11月の事務局長報告によれば、世界基金が資金支援した三大感染症事業により平成 19年央までに180万人の命が救われ、その後も毎月10万人が救われている。

(4)鳥及び新型インフルエンザ対策について、我が国の支援により抗ウイルス薬の備蓄や予防・啓発策が充実し、アジア各国の早期対処能力の向上に貢献した。

3. 「地球環境問題への取組」について

(1)多国間環境関連条約の運用、「2006年の国際熱帯木材協定」の締結等を通じ、国際的なルールの策定、実施に向けた取組を一層促進した。

(2)水と衛生問題への関心の高揚、国連持続可能な開発のための10年(DES D)の進展及び違法伐採対策の推進に積極的に貢献したことにより、既存の枠組みがない分野の取組を促進した。

(3)世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に大きく貢献した。

(4)気候変動問題につき、「クールアース50」、「クールアース推進構想」等の発表を通じて次期枠組み構

策に向けた具体的提案の発信を行い、積極的な働きかけを行った。

4.「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

平成 19 年度は、人道支援関連の国際機関への貢献を通じて、スーダン、ソマリア、イラク、アフガニスタン等への支援を継続的に行うことが出来た。また、ホームズ国際連合事務次長(人道問題担当・緊急援助調整官)、アブゼイド国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)事務局長、シーラン世界食糧機関(WFP)事務局長、グテーレス国連難民高等弁務官(UNHCR)、ケレンベルガー赤十字国際委員会(ICRC)総裁、マッキンレー国際移住機関(IOM)事務局長等、国際機関の要人が日本を訪問し、人道問題に対する意見交換を行うなど円滑な人道支援の実施に関し国際機関との関係強化を図った。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 169 回国会における総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	・平和協力は協議の安全保障の分野に限りません。貧困の解消、保健衛生状況の改善などは、人道上の要請であるとともに、すべての人々に「希望と機会」を与え、平和と安定の道を用意するものです。本年我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、こうした「人間の安全保障」面の課題解決に向け、G8 各国や EU とも協力して参ります。 ・(我が国の)「環境力」を最大限に活用して、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導してまいります。 自然、災害の多発する我が国が蓄積したノウハウを海外の防災に役立たせるよう国際協力を進めます。
	第 169 回国会における高村大臣外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	・我が国は本年 5 月に横浜において、第 4 回アフリカ開発会議(TICAD)を主催します。「元気なアフリカを目指して」との基本メッセージの下、アフリカにおける成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動といった諸問題に主導的に取り組んでまいります。(中略)途上国の安定と発展のために協力していくことは、我が国自身にとっても利益であり、我が国の外交政策において重要な課題です。人間の安全保障の視点も踏まえ、積極的に援助を実施していきます。 ・途上国における感染症や母子保健の深刻な状況を踏まえれば、国際保健分野の課題も避けて通れません。TICAD IV や北海道洞爺湖サミット等の場を通じて、我が国の経験も踏まえつつ、国際社会が共有する行動指針の策定を目指してまいります。 ・国際社会は、地球規模の課題の解決とミレニアム開発目標の達成に向け一致して取り組んでいます。我が国は、貧困撲滅、感染症等の保健問題、教育、水・衛生、防災等の課題に対し、ODA 事業量の 100 億ドルの積み増しといった対外公約の達成をはじめ、我が国にふさわしい国際的責任を果たしていきます。

第 166 回国会における麻生外相外交演説		平成 19 年 1 月 26 日	<p>・地域紛争、テロや組織犯罪、大量破壊兵器の拡散、地球環境の破壊や感染症の脅威など、人類が直面する挑戦に、放置できる問題はありません。我が国は、これら難題に率先して取り組み、世界に範を垂れる国でありたいものです。</p> <p>・「人間の安全保障」の理念に基づき、国際社会が挙げて取り組むミレニアム開発目標の達成、気候変動を含む環境、感染症対策、平和構築など、地球規模の課題を解くため、引き続きリーダーシップを発揮致します。</p>
平成 20 年度重点外交政策		平成 19 年 8 月	<p>・環境・気候変動に対する積極的取組</p>

「国際保健協力と日本外交 沖縄から洞爺湖へ」高村外務大臣政策演説平成 19 年 11 月 25 日

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省総合外交政策局国連企画調整課

<p>施策名</p>	<p>国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 429 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 分担金・拠出金</p> <p>- 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(本年度については、国際連合分担金を取り上げて評価する。)</p> <p>分担金の支払いは国連憲章に規定された加盟国の義務であり、我が国が支払う分担金により、国連事務局、平和維持活動(PKO)ミッション、特別政治ミッション等、国連の国際的取組が可能となった。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>国連第2の財政貢献国である我が国が「通常予算分担金」及び「PKO 分担金」を支払うことにより、国連がその主要任務である平和と安全の維持、人権、経済社会開発といった分野において、積極的に国際協力を推進することに貢献でき、ひいては我が国国益の増進に役に立った。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>分担金の支払いは国連憲章に規定された加盟国の義務であり、国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益を実現するためには、分担金の支払いが必要である。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>我が国が支払う分担金により、現在世界各地に展開している 17 の PKO ミッション、事務総長が行う仲介活動等の特別政治ミッション、経済・社会開発問題及び人権に関する国際会議、作業部会の開催等の国際的取組が可能となっている。我が国は国連予算全体の約 1 / 6 を負担する国連第2の財政貢献国であり、我が国が必要な支払いを行わなければ、国連の活動は大幅に縮小せざるを得なくなるほど影響力を有している。</p> <p>【施策の効率性】</p> <p>分担金は、国連事務局が策定した予算案を国連行財政問題諮問委員会が査定し、国連総会第5委員会において我が国を含めた加盟国が精査し、決議した総予算額を、負担能力に応じて定められた分担率に従い支払うものであり、合理的な審査・査定を踏まえた資金の供与である。また、予算交渉の際に、定員要求が行われているポストについて、他の部門との重複がないよう注意している他、採択されてから5年を超える決議により定められている活動内容の見直し作業を分野別に順次行う等、更なる効率性の向上も追求されている。</p> <p>【反映の方向性】</p> <p>引き続き、国連予算の効率的な執行をはじめとする財政規律の維持を求めていく。国連通常予算については、平成 17(2005)年の世界首脳会議成果文書で定められた国連マネジメント改革・事務局改革等に伴う合理的な経費については認めるとともに、近年増加傾向にある「PKO 分担金」についても分担率に基づく応分の財政的負担を行う。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し、分担金・拠出金を通じて貢献すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口：国連を通じた我が国の国際貢献に対する評価

主要財政貢献国である我が国が定められた分担金を支払うことにより、国連は加盟国から求められている平和と安全の維持、人権問題及び開発問題への国際的取組をはじめとする活動を実施することができた。また、国際協調を外交の主要な柱の一つに位置づけ、国連を通じた積極的な外交を展開する我が国は、財政的貢献を通じて、国際社会への貢献を行っている。こうした貢献の一環として、平成 20 年 2 月に我が国が「PKO 分担金」の一部及び国連本部庁舎修築経費を一括払いの方針を表明した際には、国連事務総長から謝意表明のプレス発表があった。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし		

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省経済局国際貿易課

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 (政策評価書[施策レベル評価版] 433 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標 分担金・拠出金 - 2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
施策の概要	<p>(本年度については、世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金をとりあげて評価することとした。)</p> <p>我が国は、世界貿易機関に対して、WTO 設立協定第7条4の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たした。この拠出により、WTO が、その主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用を行うこと可能となる。</p> <p>また、我が国は、WTO ドーハ閣僚宣言は、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTO のルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしているところ、我が国は、そのための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行った。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>分担金は WTO の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、WTO がその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用を行うことが可能となった。なお、我が国の分担率については、約 5.8% (平成 19 年) であり、他の主要国際機関の分担率等と比べ、有利な分担率水準を維持している。</p> <p>また拠出金の拠出により、途上国向けの WTO の主要テーマに関するセミナーの実施が可能となった。特に、イヤマーク分の拠出により、チュニジアにおける仏語圏向けの TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面) に関するセミナーの開催が可能となり、途上国から評価され、我が国の WTO における立場を向上させる観点から役立った。</p> <p>【施策の必要性】</p> <p>我が国が分担金拠出を行うことは、WTO 設立協定第7条4に規定された義務である。加えて、我が国が WTO によって実現される多角的貿易体制を維持・発展させ、貿易拡大を通じた世界経済の成長に寄与する上で不可欠である。また、我が国は、WTO ドーハ閣僚宣言パラ 38～41 に基づき、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTO のルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしている。このための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行うことは不可欠である。</p> <p>【施策の有効性】</p> <p>分担金は WTO の通常予算を支弁し、これにより、WTO がその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度を運用することが可能となり有効であった。また拠出金の拠出により、途上国向けの WTO の主要テーマに関するセミナーの実施が可能となり、特に、イヤマーク分の拠出により、仏語圏向けの TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面) に関するセミナーの開催が可能となり、途上国から評価され、我が国の WTO におけるプレゼンスを維持、増進するという意味で有効であった。</p>	

【施策の効率性】

分担金は加盟国の過去5年間の世界全体の貿易額に自国の貿易額が占める割合をもとに合理的に算出された分担率に基づき分担金額が決められている。我が国の分担率は約5.8%(平成19年)であり、他の主要国際機関の分担率と比べても我が国にとって極めて有利な分担率水準を維持している。拠出金を原資として行われたTRIPS協定に関するセミナーについては、(英語能力が十分ではない)仏語圏の途上国からの出席者に配慮し、説明や資料、挨拶に至るまで全て仏語で行われて研修効果を高める等、とられた手段は適切かつ効率的であった。また平成18年には外部コンサルタントによる外部評価が行われ、WTOにおける財政面での効率化が進んだ。

【反映の方向性】

今後は世界貿易機関の分担金により支弁される通常予算の適正な執行を求めるとともに、現在の我が国に有利な現在の分担率の水準が維持されるように行財政委員会における議論に積極的に参加する。他方、拠出金については、これにより支弁される技術協力が適正かつ効率的に行われるよう貿易と開発委員会における議論に積極的に参加する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口:世界貿易機関(WTO)の活動に関する我が国の財政的支援

分担金の支払により、WTOの通常予算を支弁し、これにより、WTOがその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度を運用することが可能となり有効であった。また拠出金の拠出により、途上国向けのWTOの主要テーマに関するセミナーの実施が可能となり、特に、イヤマーク分の拠出により、仏語圏向けのTRIPS(知的所有権の貿易関連の側面)に関するセミナーの開催が可能となり、途上国から評価され、我が国のWTOにおけるプレゼンスを維持、増進するという意味で有効であった。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし。		

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成 20 年度（平成 19 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 8 月

担当部局名：外務省国際協力局多国間協力課

<p>施策名</p>	<p>国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る 国際貢献 (政策評価書[施策レベル評価版] 438 頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 分担金・拠出金 - 3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(本年度については、国連開発計画(UNDP)の拠出金をとりあげて評価することとした。) UNDP に対しては、我が国の影響力を維持し、これによって、我が国が貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、エネルギーと環境等の地球規模問題の解決に向けたリーダーシップを発揮し、またグローバル化に即したルール作りが可能となるよう、UNDP への拠出を行った。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【総合的評価】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) UNDP への拠出により、第4回アフリカ開発会議(TICAD)及び北海道洞爺湖サミットに向け、我が国が平和の定着、気候変動等の地球規模の諸問題の解決においてリーダーシップを発揮する上で UNDP の知見・経験を活用することができる等、事務局との良好な関係を維持し、UNDP からの積極的な協力を得ることができたため。</p> <p>【施策の必要性】 UNDP は、「人間の安全保障」の促進、南南協力、イラク、アフガニスタン等における平和構築等、我が国が重視する分野において 166 개국・地域にて活動、我が国を含め世界中が取り組んでいるミレニアム開発目標達成を含む地球規模の諸問題について、自らが比較優位を有する分野で重要な役割を果たしている。UNDP を通じた活動は、二国間 ODA を相互に補完するだけでなく、TICAD やG8洞爺湖サミット等の場で我が国独自のイニシアティブを打ち出す際に UNDP の知見と経験を活用して協力を得る等我が国の政策を追求する上で必要である。</p> <p>UNDP に対する任意拠出金については、我が国の二国間 ODA との相互補完性を有する事業活動を実施させること、また我が国が地球規模の諸課題に関しリーダーシップを発揮する上で UNDP 事務局との良好な関係を維持し、UNDP の積極的な協力を得ることが必要との観点から拠出を行った。</p> <p>【施策の有効性】 我が国が UNDP への拠出金を通じて行う事業は、二国間 ODA の活用が困難な地域・分野を中心に、UNDP の知見・経験を活用して我が国の政策を国際社会において実施していく上で有効であった。また、我が国の UNDP への拠出金の中でもコア予算への拠出は、我が国の政策を UNDP の活動に適切に反映させることを確保するため、UNDP の執行理事会において我が国の影響力を維持し、UNDP 事務局の積極的な協力を得ることができるという点で有効であった。</p> <p>【施策の効率性】 UNDP は世界各国の現地事務所等から成る独自の国際的ネットワークを有するとともに、国連常駐調整官制度の管理者として国連機関の開発面における活動を調整する立場にあり、災害等の緊急時において迅速な初動体制を有していることから、二国間援助では十分に手当できない支援を行うことが可能である。また、UNDP は国連開発グループ長として他の国連機関に対しても影響力を有している。従って、UNDP に対する拠出はこのような UNDP の知見、経験、ネットワークを活用するためのものであり、適切か</p>	

つ効率的であった。

【反映の方向性】

UNDP の拠出金について、我が国の UNDP への影響力を維持し、これによって貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、エネルギーと環境等の地球規模問題への積極的な取組を進めることができるとの観点から、我が国の貢献としてふさわしい水準を確保すべく予算要求を行う予定。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口：UNDP に対する財政的貢献を通じた国際協力の進展

UNDP に対する財政的貢献を通じ、国際協力の進展があった。具体的には、(1)UNDP より、TICAD の共同議長として同会議に向けた準備会合の開催及び国連機関の知的貢献面で協力を得ることができた、(2)我が国の政策が UNDP の活動に適切に反映されることを確保するため、UNDP 執行理事会等において我が国の影響力を維持し、UNDP 事務局の積極的な協力を得ることができた、(3)我が国の二国間援助と相互補完性を有する事業を実施することができた、(4)UNDP 総裁就任後3年連続で総裁の訪日を実現し、協力関係を確認することができた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	平成 20 年度我が国の重点外交政策	平成 19 年 8 月	2. グローバルな課題への責任ある取組 (3) ODA の戦略的拡充と地球規模課題の解決に向けたリーダーシップ

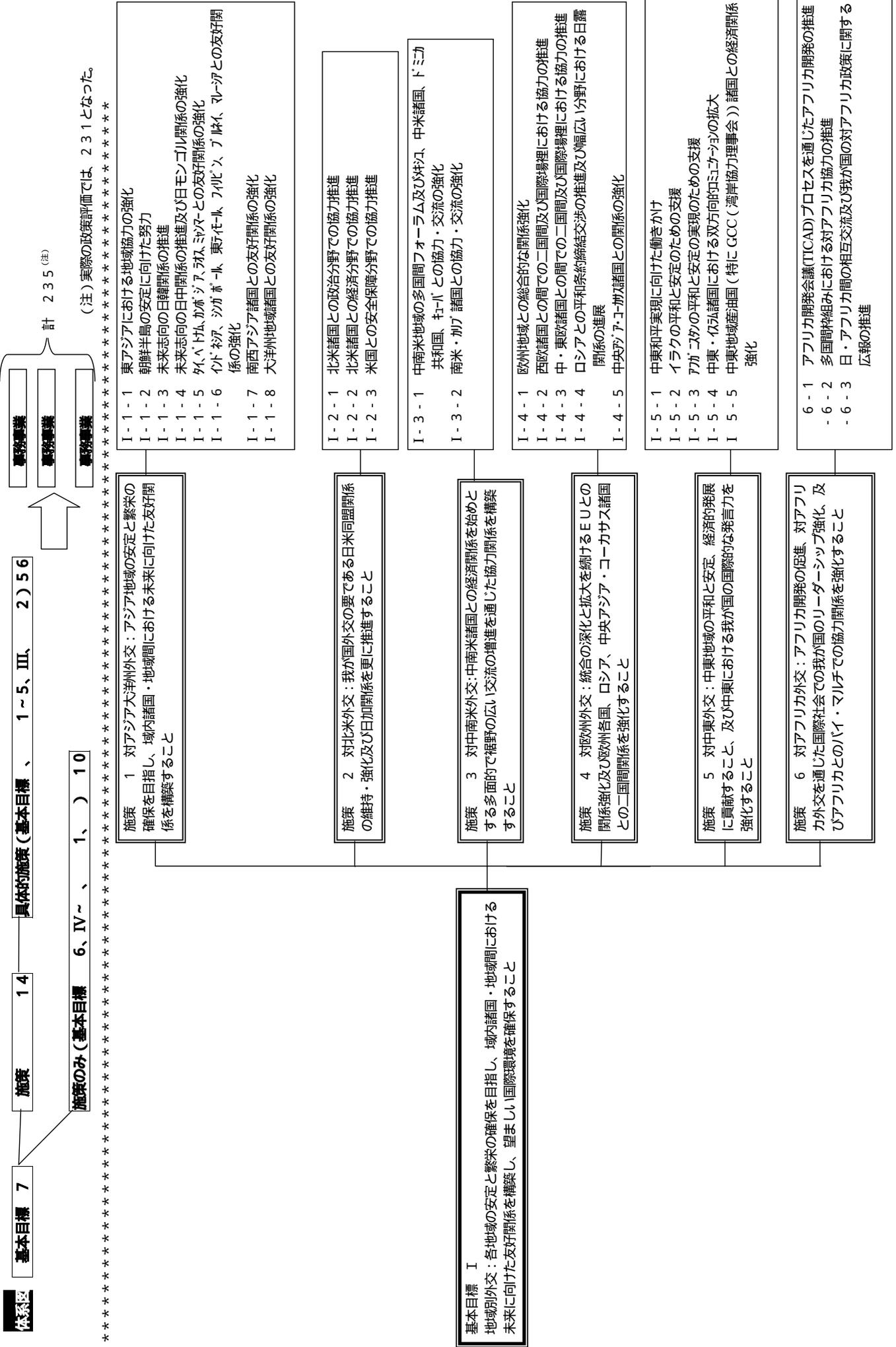
（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

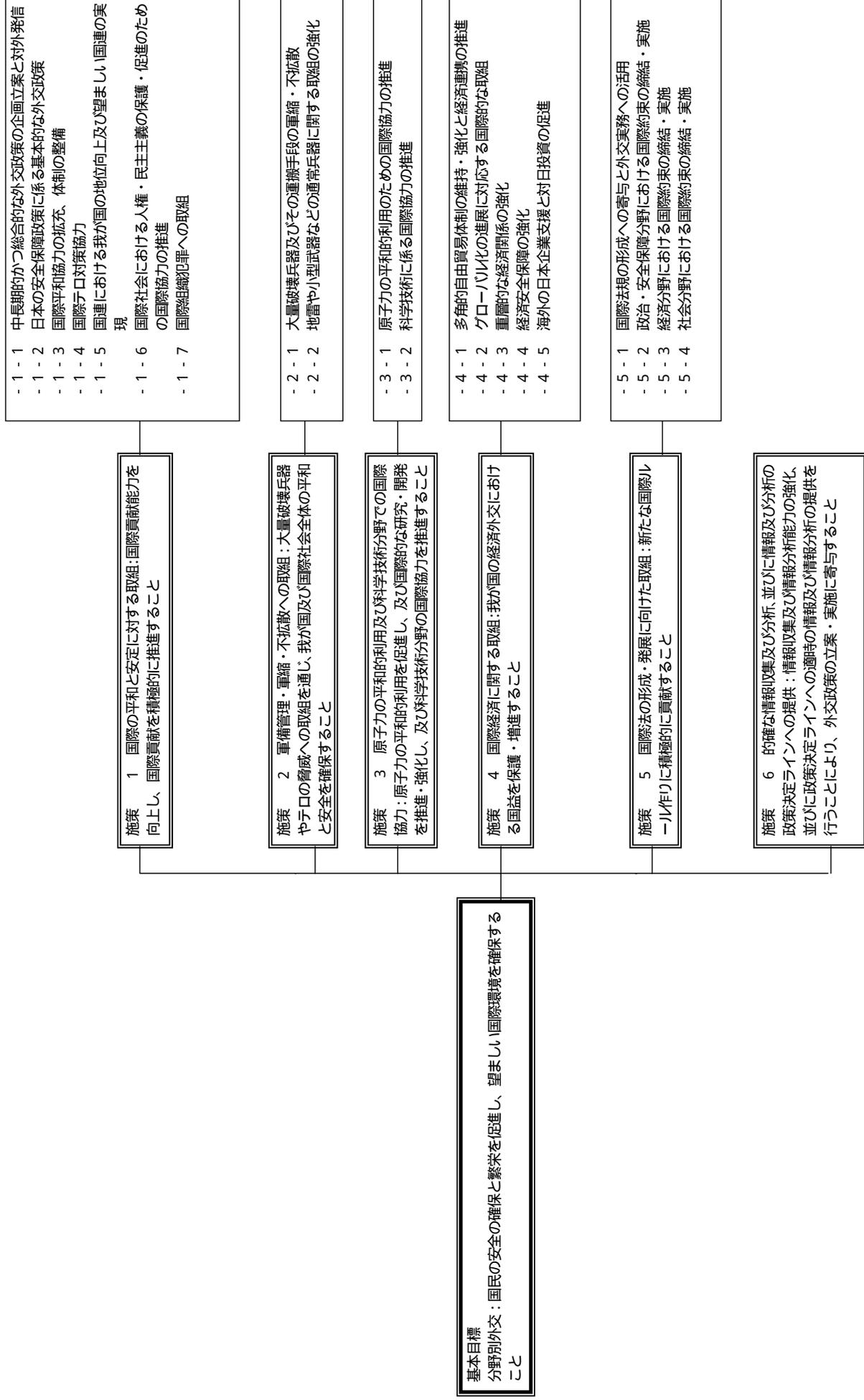
(別添)

平成20年度外務省政策評価 評価体系図

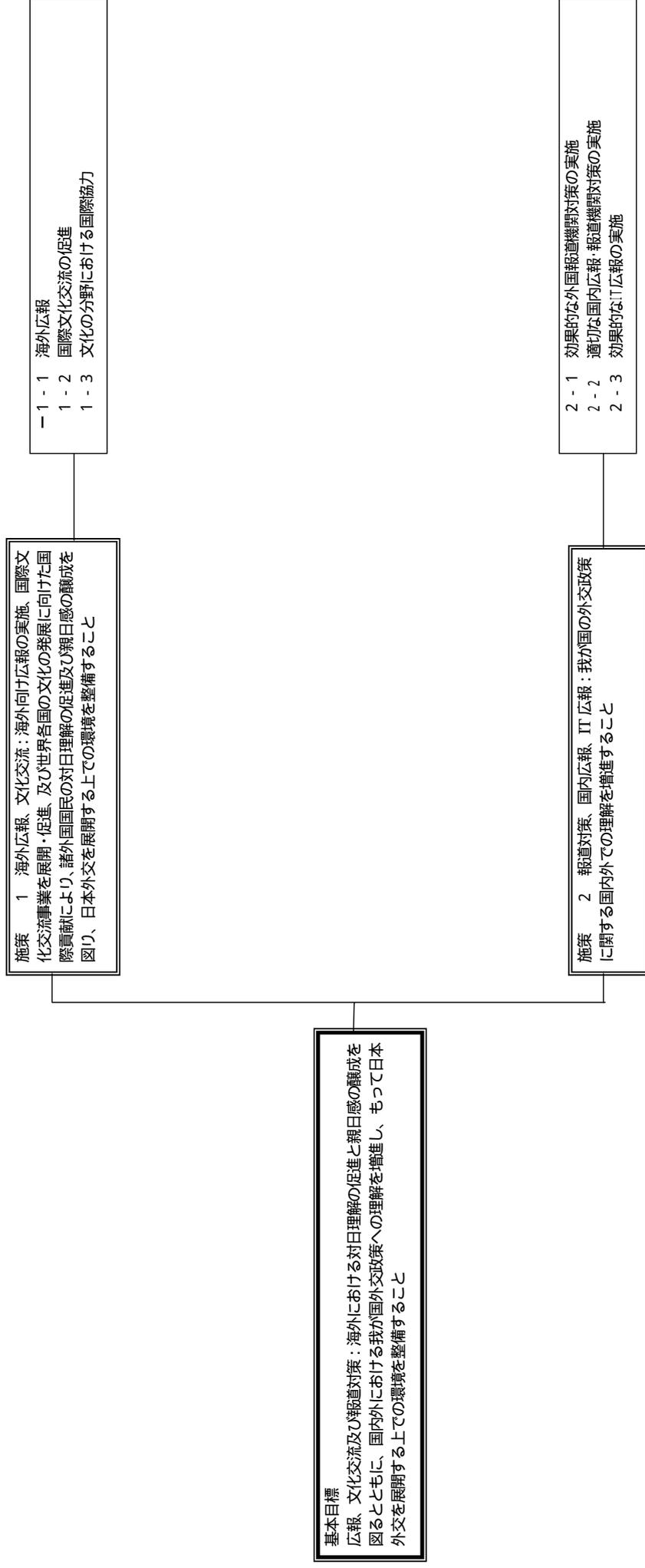
平成20年度(平成19年度に実施した施策に係る)外務省政策評価実施計画



平成20年度（平成19年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



平成20年度（平成19年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



平成20年度(平成19年度)に実施した施策に係る)外務省政策評価実施計画

施策 1 領事サービスの改善・強化:
(1)領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
(2)領事業務実施体制を整備すること
(3)国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

施策 2 海外邦人の安全確保に向けた取組:
(1)海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)
(2)海外邦人の援護体制を強化(基盤・体制)すること

施策 3 外国人問題への対応強化:
(1)外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等厳格化の要請に応えること
(2)在日外国人が抱える問題に積極的に取組むこと

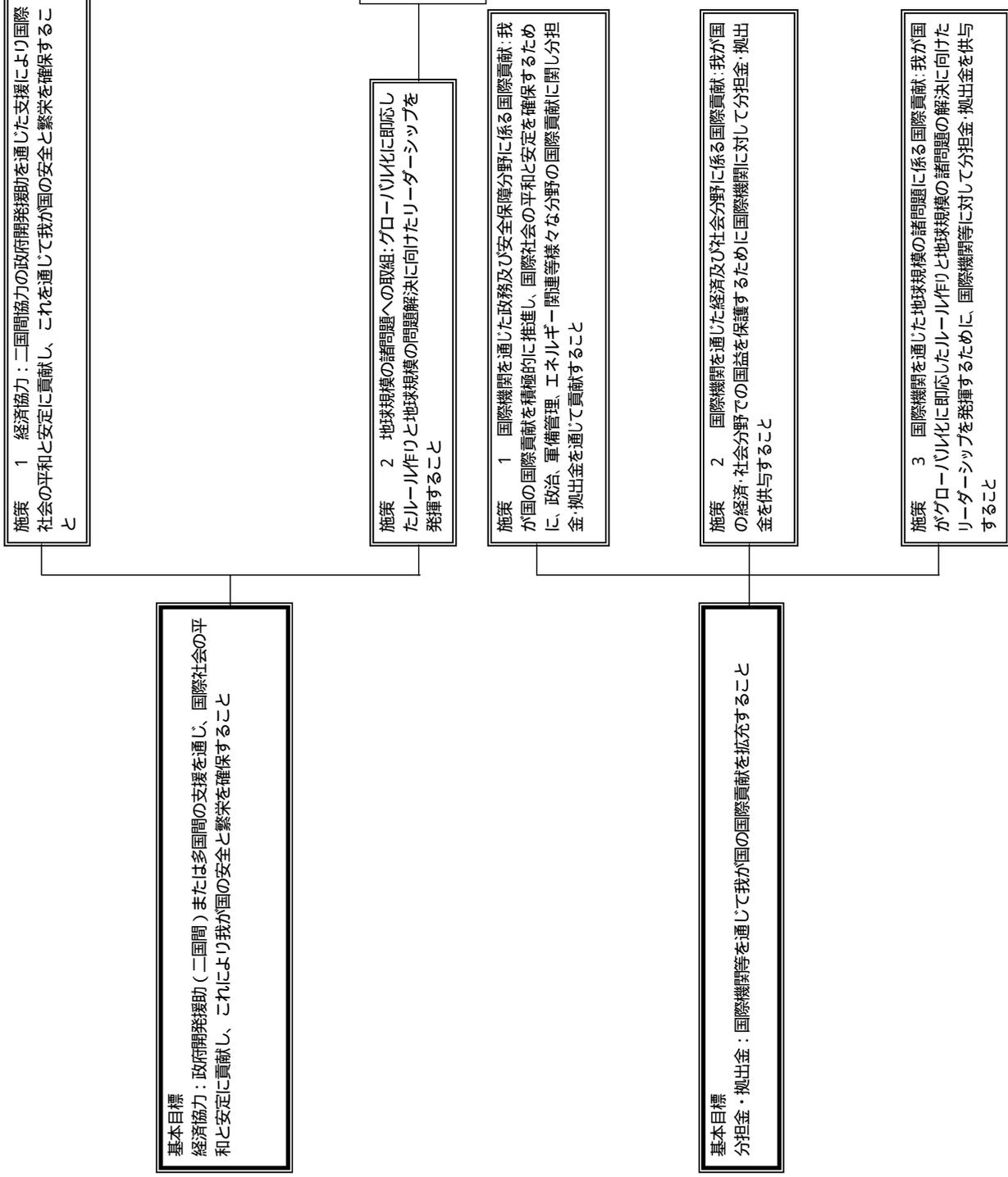
基本目標
領事政策：国民の利便に資する領事業務を実施すること

施策 1 外交実施体制の整備・強化：激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること

施策 2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革：外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること

基本目標
外交実施体制の整備・強化：我が国の安全と繁栄を確保し、国際社会の一員としての責任を果たす、能動的かつ戦略的な外交実施体制を強化すること

平成20年度（平成19年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画



外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>